資料２

生野区地域福祉ビジョン 2027-2030

（素案）





令和９年（2027 年）●月

生野区役所

主なSDGsゴール



※SDG s の詳細は巻末を参照

目　次

第１章　地域福祉ビジョン 2027 の概要 ……1
　1　地域福祉ビジョン 2027 策定の背景と趣旨……1
　2　地域福祉ビジョン 2027 の位置づけ ……2
　3　取組期間 ……2
　4　地域福祉ビジョン 2027 の推進……3

第２章　地域福祉ビジョン 2027 の理念 ……4
　1　生野区将来ビジョンの基本理念 ……4
　2　地域福祉ビジョン 2027 の基本理念 ……5
　3　基本理念の考え方 ……6

第３章　地域福祉ビジョン 2027 の重点取組 ……8
　1　みんなで進める地域福祉 ……9
　2　地域福祉に参加する機運の醸成……10
　3　災害に備えた見守り活動と支援の充実 ……11
　4　きめ細やかな福祉サービスの充実……13
　5　健康づくりの推進……18
　6　権利擁護や虐待防止のための取組の推進 ……20
　7　共生社会の推進……22
【参考】
　統計データから見る生野区の現状……27
　用語説明 ……36

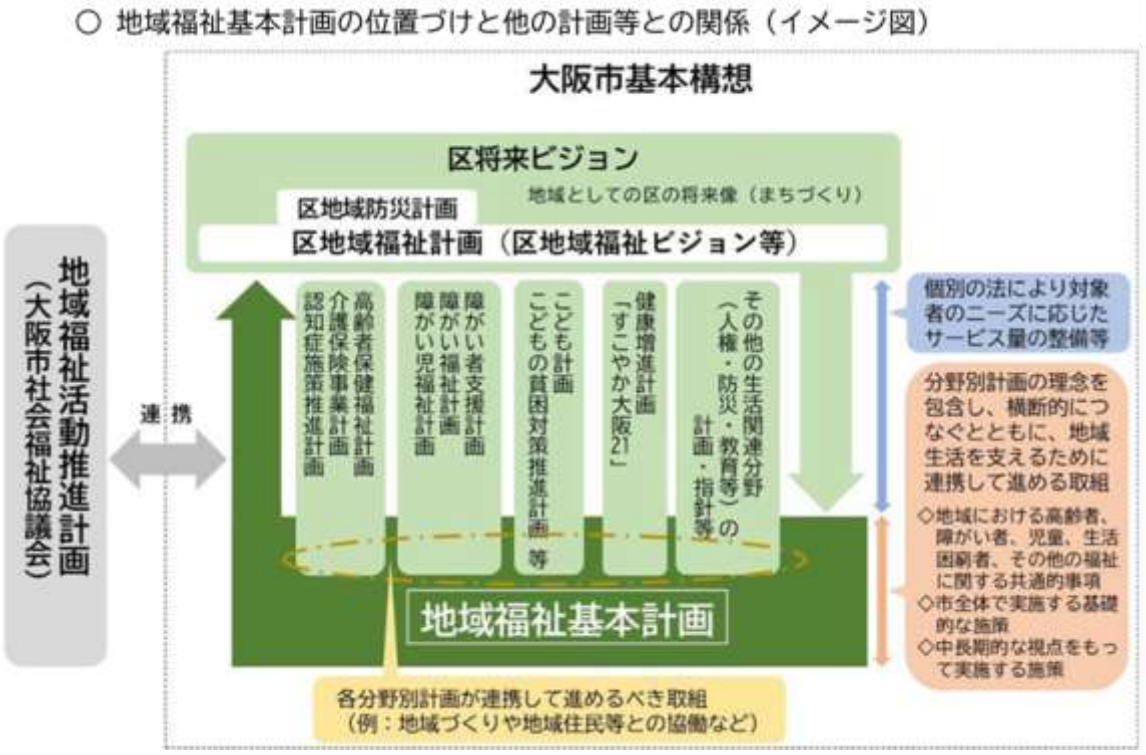
第１章 地域福祉ビジョン 2027 の概要

１　地域福祉ビジョン２０２７策定の背景と趣旨

大阪市では、平成 24（2012）年７月に策定された「市政改革プラン」に基づき、ニア・イズ・ベター（補完性・近接性の原理）の考え方のもと、それぞれの区において、地域の実情に応じた特色ある取組が進められています。

地域福祉の分野においても、平成 24（2012）年 12 月に「大阪市地域福祉推進指針」が策定され、各区における地域福祉の共通の指針・方向性が示されました。

そして、平成 30（2018）年３月には、各区に共通する福祉課題への対応として基礎的な部分となる仕組みや、大阪市全体で中長期的な視点を持って進めることが必要な取組を定める「大阪市地域福祉基本計画」が策定され、今後は、令和９（2027）年３月に策定された大阪市地域福祉基本計画（第４期）により取組を進めていきます。



資料:第４期大阪市地域福祉基本計画より

生野区では、これら大阪市地域福祉推進指針・大阪市地域福祉基本計画の趣旨を踏まえ、平成 26（2014）年 12 月に「生野区地域福祉ビジョン」を策定し、地域福祉の分野における区の特性・実情に応じた将来像と、その実現に向けた取組を進めてきました。その後、平成 30（2018）年３月に「生野区地域福祉計画」、令和５（2023）年３月に「生野区地域福祉ビジョン 2023-2026」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

「生野区地域福祉ビジョン 2027-2030」（以下、「地域福祉ビジョン 2027」という。）は、この間の社会情勢の変化や、地域福祉にかかる法・制度の動向を踏まえるとともに、区民、地域団体や生野区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）等の意見を丁寧に聴きながら、この度、「地域福祉ビジョン 2027」を策定しました。

【「地域福祉ビジョン 2027」策定経過】

時期	取り組み
令和７年（2025）年度下期	■「生野区地域福祉ビジョンワークショップ」開催 区内の地域福祉に携わる団体等の方々に参加していただき、「現在の課題・困りごと」、「今後の取り組みやめざす姿」の意見をいただき、次期ビジョンに反映
令和８年（2026）年度上期	■区内の地域福祉に携わる各種団体に次期ビジョン提案（意見聴取・反映）
令和８年（2026）年度下期	■区政会議に次期ビジョン提案（評価、意見反映） ■パブリックコメント実施（区民の方々から意見募集、反映）

2　地域福祉ビジョン 2027 の位置づけ

ア　大阪市地域福祉基本計画との関係

地域福祉ビジョン 2027 は、基礎的な計画である大阪市地域福祉基本計画（第４期）とともに、生野区の特性に応じた地域福祉の方針・施策を定める計画として、社会福祉法第 107 条に定める「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、区の特性やニーズに応じた地域福祉の方向性を示し、それを具現化するための指針とします。

	位置づけ	内容
区地域福祉計画 生野区では **「地域福祉ビジョン」**	区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画	・地域福祉に関する区の方針 ・住民の地域福祉活動を支える取組 ・区域全体に共通する福祉課題への対応
「大阪市地域福祉基本計画」	区地域福祉計画を支援する基礎的計画	・基本理念、目標 ・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全体で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組

社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」

イ　生野区将来ビジョンとの関係

生野区将来ビジョン（以下、「区将来ビジョン」という。）は、区内の基礎自治行政を総合的に推進していくうえで、区のめざすべき将来像やその実現に向けた取り組みの方向性などを取りまとめたものです。

生野区地域福祉ビジョンと区将来ビジョンは相互に補完するもので、区将来ビジョンにおける地域福祉に関する施策を、より具体的に示したものです。

3　取組期間

地域福祉ビジョン 2027 の取組期間は、令和９（2027）年度から令和 12（2030）年度までの４年間とします。なお、地域福祉にかかる法改正や制度変更並びに関連する本市計画の改訂、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4　地域福祉ビジョン 2027 の推進

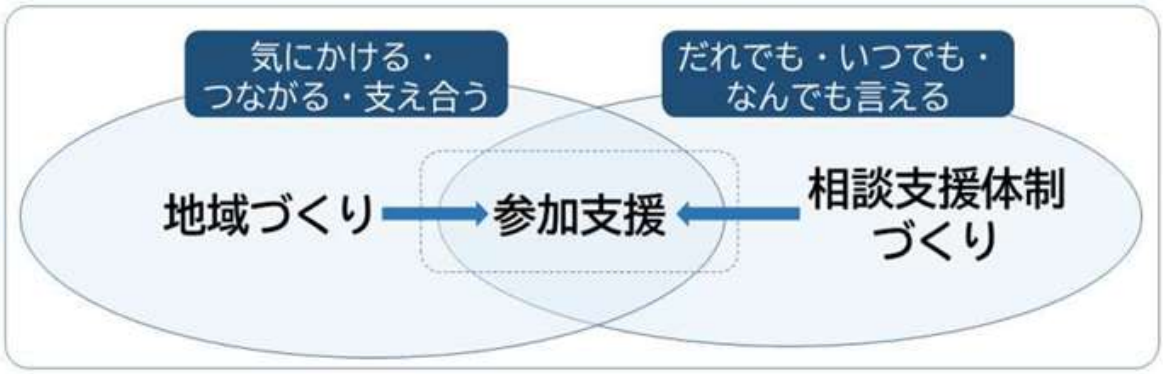
地域福祉の推進は、世代や属性に関わらず、さまざまな地域福祉活動に参加する住民が主体となります。

その中で、区役所は地域福祉ビジョン 2027 において地域福祉のめざすべき全体像を示し、それに向けてそれぞれの主体と共にさまざまな取組が推進されるよう支援していく役割を担います。

なお、社会福祉法において地域福祉推進の中心的な担い手として規定される社会福祉協議会は、公共性の高い民間団体と言えます。生野区においても、区社協との間で、「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結し、区役所と区社協が相互に役割を分担し、連携・協働できるよう、共に地域福祉の推進に取り組んでいます。

こうした区役所と区社協をはじめとする関係主体の連携・協働を基盤として、地域福祉ビジョン 2027 が示すめざすべき全体像の実現に向け、大阪市における包括的な支援体制を踏まえ、生野区らしい支援体制を進めていきます。

○ 大阪市における包括的支援体制の整備（イメージ）



「地域づくり」と「相談支援体制の整備」を基本として、各分野におけるさまざまな取組に、「参加支援」の視点・観点をもって進めることにより、包括的な支援体制をさらに充実させ、地域福祉の推進を図ります。

■「参加支援」とは ～社会とのつながりを作るための支援～

だれもが地域でいきいきと暮らしていくためには、社会とつながり、自らが地域の一員であると感じられるような“居場所”や“持ち場（役割）”があることも重要です。住民が主体となる「地域づくり」を進める上では、地域の課題や「気にかかる人」、さらに住民の興味や関心があることについてみんなで話し合い、多様な居場所や活動につないだり、時には新たな参加の場所を作ったりなど、ともに暮らし、支えあえるよう工夫することが大切です。相談支援の現場においても、相談や福祉サービス利用の中で見えてきた、一人一人の「できる」「好き」「やってみたい」といった気持ちに寄り添い、制度の枠にとらわれず、その人に合わせた“居場所”や“持ち場”を考え、つなぐことが必要です。このような積み重ねにより、“居場所”や“持ち場”のある人が地域に増え、かつて支援を受けた人が、今度は別の課題を抱えた人を支援する役割を担う機会が生まれることで、支え、支えられる関係が循環し、人と人とのつながりが継続していくこととなります。地域づくりにおいても、相談支援体制づくりにおいても、この視点をもって取り組むことが大切です。

第２章　地域福祉ビジョン 2027 の理念

１　生野区将来ビジョンの基本理念

区将来ビジョンにおける基本理念には以下の考え方があります。

基本理念としての「異和共生※」

生野区は、将来ビジョンの基本理念として「異和共生」を掲げ、多様な言語や文化、価値観、生活様式をもつ人々が、互いに支え合いながら未来をつくる「まち」をめざします。

今の「まち」を支えている世代や、これからの「まち」を支えていく世代とともに地域の未来をつくることを大切にし、特にこれからの生野区を担う若者の声や自由な発想を積極的に取り入れ、その思いやアイデアがまちづくりに生かされる環境をつくります。また、現役世代や高齢者が、若者の夢や挑戦を応援し、それぞれの世代が培ってきた経験や知恵を生かしながら、世代を超えて互いに支え合い、ともに新しい一歩を踏み出せる「まち」をめざします。

一人ひとりが地域の中に「居場所と持ち場のあるまち」を実感できるよう、誰もが自分の思いや力を発揮し、まちづくりに関われる機会を広げていきます。さらに、地域の課題やまちの未来を自分ごととして捉え、一人ひとりが自ら考え、意見を発信し、区政に主体的に参画する意識を育むとともに、その思いや行動が区政やまちづくりに生かされる環境をつくります。

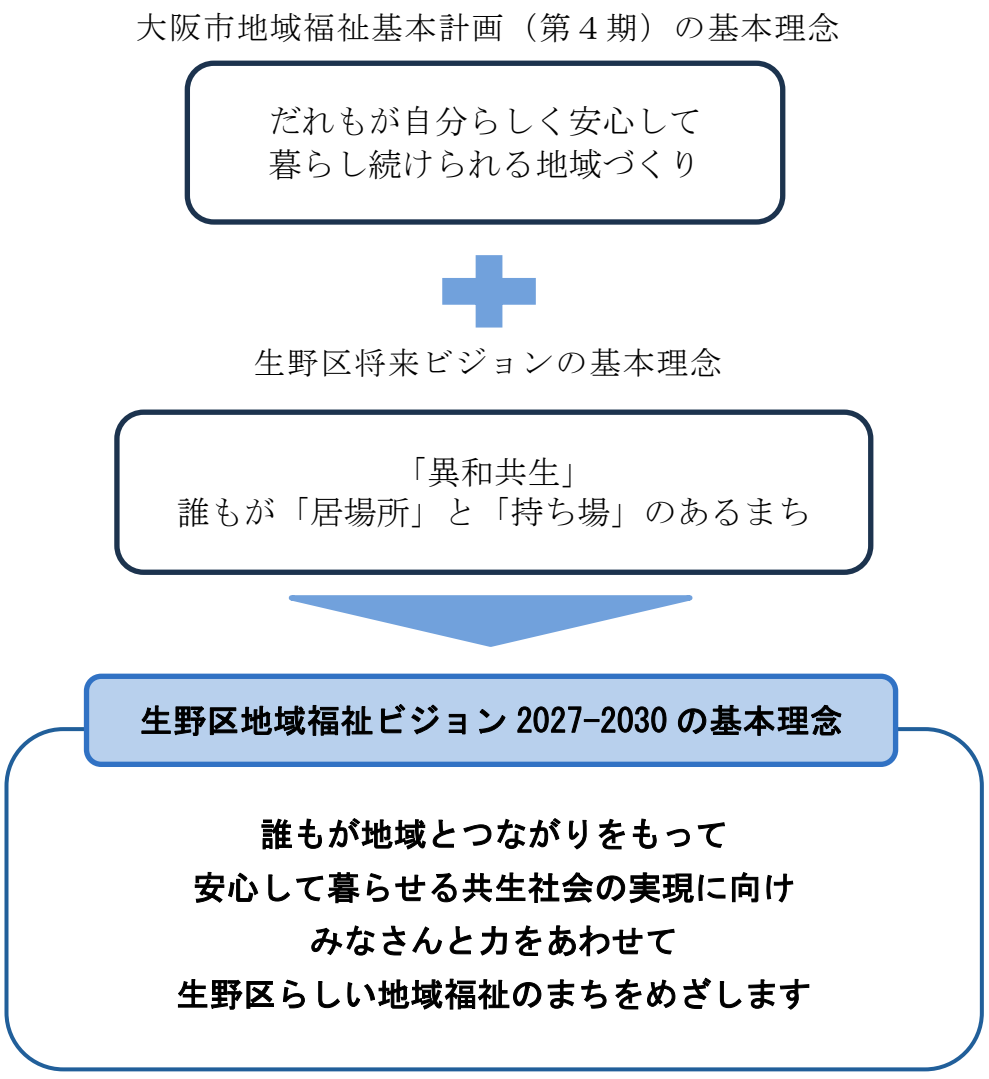
また、全ての生野区民が「未来志向」となり、世代を問わず一人ひとりが「これからの生野区をどうしていきたいか」を考え、自らの意思で区政やまちづくりに関わるまちへと変えていきます。生野区に関わる全ての世代の経験や思いを大切にしながら、若者が自らの夢や希望を描き、声を上げ、行動することを、現役世代や高齢者をはじめとする地域全体が応援し、支えていく。そうした世代を超えたつながりの中で、誰もが自分らしく未来を描き、区政を担う一員としての意識を持ちながら、未来の生野区をともにつくる仲間として一歩を踏み出していきます。



※提唱者：関西沖縄文庫主宰　金城　馨 氏

2　地域福祉ビジョン 2027 の基本理念

地域福祉ビジョン 2027 は、大阪市地域福祉基本計画（第４期）の基本理念である「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」に基づきながら、ニア・イズ・ベターの考え方のもと、地域の実情に即した特色ある施策を展開するため、区将来ビジョンのめざす方向性・理念を踏まえたものとし、「誰もが地域とつながりをもって、安心して暮らせる共生社会の実現に向け、みなさんと力をあわせて、生野区らしい地域福祉のまちをめざします」を基本理念とします。



3　基本理念の考え方

「大阪市地域福祉基本計画」の基本理念の考え方には次の５つの視点が含まれるとしており、今回改定する本計画においても、これらの視点を共有します。

ア　人権尊重の視点

すべての人は、人間としての尊厳を持つ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いに関わらず、人権という基本的な権利を生まれながらにして持っています。

しかしながら、現実には、同和問題（部落差別）や外国につながる市民（以下、「外国人住民」という。）、高齢者、障がい者、こども、女性に関するさまざまな人権課題について解決しなければならない状態にあります。

また、ホームレス、HIV 等の感染者、難病患者、ハンセン病回復者、LGBTQ などの性的マイノリティ、犯罪被害者、刑を終えて出所した人などに対する偏見や排除等の課題が存在しているほか、インターネット上での誹謗中傷などの人権侵害が社会的な問題となっています。

障がい福祉分野においては、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務などが規定された、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、一層の取組が求められています。

国際的にも、国連が採択した SDG s において、「国内の不平等を是正する」、「ジェンダー平等の達成」などが目標として掲げられているところです。

特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考え方のもとに、男女共同参画や当事者参加の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

イ　住民主体の地域づくりの視点

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民として、自分たちが住んでいる地域をもっとよくしていきたいという主体的な姿勢をもつとともに、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。さらに、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくための仕組みづくりや、住民組織と行政との協働のあり方を検討していく必要があります。

住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします。

ウ　ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）の視点

地域には、社会的援護を必要としているにも関わらず、社会のさまざまな領域において排除され、孤立している人々がいます。

そのような人々には、適切なサービスを提供するだけでなく、社会とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。

また、認知症の人や知的障がいのある人など判断能力が十分でない人も含めてすべての人が、

十分な相談や適切な支援により自ら意思決定し、自己実現が可能となる権利擁護の仕組みも必要です（意思決定支援）。

社会的援護を必要としている人々を排除することなく、そのような人々が直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、解決に向かって共に支えあうことができる地域をめざします。

エ　福祉コミュニティ形成の視点

少子高齢化が一段と進展する中、少人数世帯・ひとり暮らし高齢者世帯、外国人住民の増加、マンション等の集合住宅の増加といった地域コミュニティを取り巻く社会環境が変化し、また、ICT の進展に伴い個人の生活様式や価値観も多様化してきています。そのような中で、人と人とのコミュニケーションやつながりの希薄化もうかがえ、住民が主体的に相互に助け合うという地域の力が弱まってきました。

そのため、生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様な仕組みと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携していく福祉コミュニティを形成していくことをめざします。

オ　多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）の視点

地域福祉を具体化するためには、住民をはじめ、地域において活動する多様な主体と行政が、共に地域を担う主体として協働し合う社会を創造していくことが必要です。

住民、地域団体、NPO、社会福祉事業者、企業等のさまざまな活動主体と行政がお互いを認めあい、連携を深め、それぞれが有する強みを発揮することで、課題解決に向けた協働の取組を広げていくことが重要です。

第３章　地域福祉ビジョン 2027 の重点取組

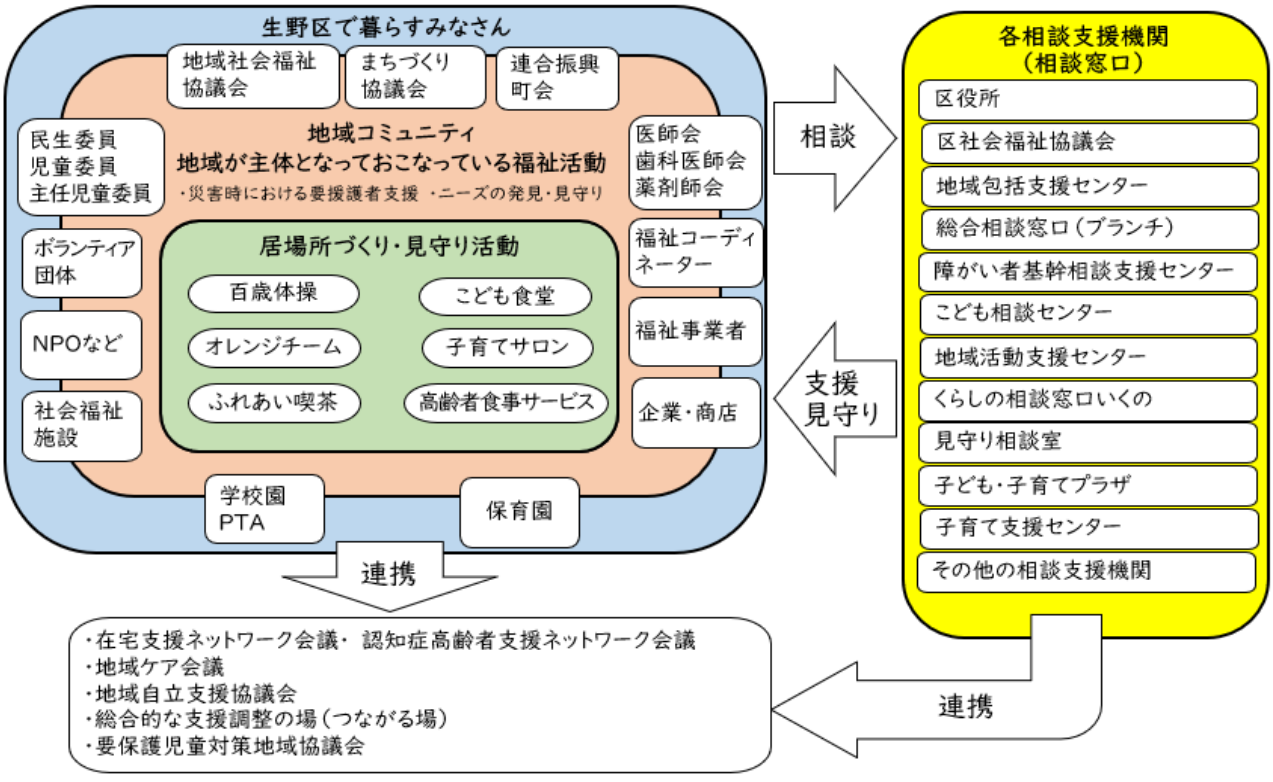
生野区の地域福祉に関する現状や推移から、今後の課題を認識したうえで、課題を解決していくための施策を考えていく必要があります。

地域福祉ビジョン 2027 の基本理念の根底には、大阪市地域福祉基本計画（第４期）や区将来ビジョンの理念があることから、地域福祉ビジョン 2027 は、これら地域福祉分野の課題を踏まえたうえで、目標達成に向けた施策の展開を行い、区の地域福祉に関する事業を推進するために次の７つの取組を柱として、区の地域福祉を推進します。

取組の柱

1　**みんなで進める地域福祉**
2　**地域福祉に参加する機運の醸成**
3　**災害に備えた見守り活動と支援の充実**
4　**きめ細やかな福祉サービスの充実**
5　**健康づくりの推進**
6　**権利擁護や虐待防止のための取組の推進**
7　**共生社会の推進**

みんなで進める地域福祉イメージ図



※あくまでもイメージ図であり、すべての社会資源を反映したものではありません。

1　みんなで進める地域福祉

【現状・課題】

社会構造や生活様式の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、ICT の普及等）、価値観の多様化などにより、地域ごとに異なる福祉課題が複雑化しています。このような複雑化する福祉課題に対応するため、地域の課題把握から公的サービスへの迅速なつなぎや、住民同士の支え合いによる福祉コミュニティの醸成が重要です。また、地域には企業、ボランティア、NPO、学校法人、社会福祉事業者など多様な主体が存在することを活かし、行政との連携・協働を強化した継続的で円滑な地域福祉活動につなげる必要があります。さらにネットワークの強化や、マッチング・コーディネート・資源の橋渡し等の仕組みの活用促進を通じて、多様な主体の協働（マルチパートナーシップ）を推進することが求められます。

また、地域には、さまざまな属性の方々が暮らしていますが、生野区は外国人住民が多いという特性も踏まえ、相互理解を深めながら共生を進めることが必要であり、誰もが同じ地域で自分らしく安心して暮らし続けられ、人権が尊重され差別のない地域共生社会の実現が求められています。その実現のため、日常生活や学習の中で福祉を学ぶ機会の充実や、高齢者や障がい者、外国人住民との交流などを通して、助け合いの大切さや人とのつながりを理解し、日常の行動として実践につながる取組が重要です。

加えて、生野区では、少子化の急速な進行に伴う教育環境の整備のため、西部地域の学校再編に取り組んできたことから、地域コミュニティ・地域活動の拠点である学校の再編による環境の変化に対応した取組も必要となります。

【今後の取組】

- 多様な協働による地域社会づくりに向けて、地域団体や NPO、企業、大学などの機関と連携した取組を進めます。
- 地域のニーズに即した課題解決のため、さまざまな活動を実施しているまちづくり協議会への財政的支援を行います。
- 地域福祉に関する施策や活動を広報紙やホームページ、SNS で周知し、身近な地域での「つながり」の大切さを広く伝えます。
- 地域団体やボランティア・市民活動センターと連携し、区内企業の勤務者や通学する学生など、多様な人材が地域活動に参加できるよう支援します。
- 区社協等と連携し、ボランティア活動体験ができる機会を設け、福祉的課題の気づきと次世代の担い手育成を図るとともに、区内全体で福祉教育を広めていくために、小中学校での学びや地域イベントでの学習機会などを図っていきます。
- 学校再編により閉校となった学校跡地については、防災拠点機能、地域コミュニティ機能を確保するとともに、地域の新たな拠点となり、まちの活性化につながるよう、民間事業者の多様なノウハウを活かした持続可能な活用に取り組みます。

2　地域福祉に参加する機運の醸成

【現状・課題】

生野区では、地域振興会や地域社会福祉協議会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員などの活動により、地域行事や高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、百歳体操、見守りなど多様な地域活動（以下、「地域活動」という。）が展開され、地域コミュニティが育まれています。一方で、単身世帯やひとり暮らし高齢者世帯の増加等の社会環境の変化に加え、デジタル技術の利活用の普及により、交流の機会が広がった反面、地域の対面交流や近所づきあいが希薄化し、社会的つながりの弱まりが課題となっており、誰もが孤独・孤立に陥りやすい状況です。特に男性高齢者は退職後に役割やつながりが薄れやすく、外出機会の減少から孤立や心身機能低下につながるおそれがあります。さらに、少子化や核家族化などを背景に、子育て世帯が悩みを抱え込み、孤立しやすい状況が懸念されています。そのため、「参加したい」と思える「居場所」と「持ち場」を確保し、社会参加を継続しやすい環境を整えることが重要です。

地域活動では、担い手の高齢化・固定化や現役世代の働き方の変化により参加・協力が得にくく、人材不足が課題となっています。これまで関わりが薄かった層も含め、地域のつながりの大切さを実感し、地域課題を自分ごととして捉えて参加する意識づくりを進めるなど、「地域福祉に参加する機運の醸成」が求められています。あわせて、生野区では高齢者人口が増える一方で生産年齢人口が減少するため、福祉・介護分野の人材不足が今後さらに深刻化する見込みであり、中長期的な人材確保とともに、福祉専門職が働き続けられるよう定着支援を強化する必要があります。

【今後の取組】

- 区社協等と連携し、高齢者・外国人住民・障がい者（児）・こどもや子育て世帯など、誰もが集い交流できる「居場所」づくりを推進するとともに、それぞれの知識や経験を活かすことができる「持ち場」へ参加するためのきっかけづくりを支援します。
- 生活支援コーディネーターや地域包括支援センター（以下、「包括」という。）等と連携し、高齢者の居場所、とりわけ男性が「参加したい」と思える居場所づくりを進め、外出機会と交流を増やします。
- 誰もが気軽に参加できる場の情報や地域団体等の活性化に向け、広報紙などの紙媒体に加え、ホームページや SNS を活用した活動の魅力を発信し、新たな参加者の創出につなげます。
- まちづくり協議会の自立運営や地域における担い手の育成などを支援します。また、地域コミュニティの維持・活性化のため「町会への加入促進に向けた取組」を推奨します。
- 福祉・介護分野の人材確保に向けて、広報紙・SNS の活用などにより仕事への理解促進と魅力の発信を行います。

3　災害に備えた見守り活動と支援の充実

【現状・課題】

災害時に高齢者や障がい者などの要援護者へ迅速に対応するためには、行政の公助だけでなく、地域住民が平時からの「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」活動を通じて、互いを知り、支え合える関係を築き、日常的な見守りを機能させておく共助の取組を進めることが重要です。また、生野区は古い木造住宅や密集市街地、空き家の多さといった住環境の課題を抱えており、南海トラフ巨大地震や集中豪雨などのリスクも踏まえ、早急に実効性のある防災対策が求められています。過去の災害では共助が多くの命を救った反面、障がい者が避難所に行けない、福祉避難所が十分に機能しない、安否確認に時間を要するなどの課題も明らかになっており、訓練の充実や個別避難計画の定期的な更新など具体的な備えが必要です。さらに、災害後の仮設住宅等では孤独・孤立が深刻化しやすく、孤立死の防止や支援が必要な人を早期に発見して支援につなぐ仕組みづくりが重要です。

生野区においても、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護者が地域で孤立しないよう、また、必要な支援を適切に受けられるよう、地域全体で状況を見守っていくことが重要であり、平時から災害時まで途切れのない見守りと生活支援を地域全体で行う身近な支え合いの仕組みを継続的に充実させていく必要があります。

こうした見守りに向けて、地域のさまざまな担い手が連携し、日常的な声かけや安否確認、相談対応などを行っています。あわせて、ふれあい喫茶・老人クラブ等の地域活動も、自然な見守りの機会として位置づけられており、地域のつながりづくりと一体で取り組まれています。また、区社協を中心に、地域からの相談を受け止め、必要に応じて関係機関につなぐ相談支援体制を整え、見守り活動が途切れないよう支援するなど、見守りのネットワーク強化を図るとともに、日ごろからの備えの呼びかけを通じて、安心して暮らせる地域づくりを推進しています。

今後も、地域の日常的な気づきや発見を見守りの担い手や関係機関につなげ、必要な支援に結びつける「地域主体のセーフティネット」をさらに強化していくため、さまざまなツールの活用や、住民主体の重層的な見守り活動の充実に取り組むことが必要です。

【今後の取組】

- 災害時の自助を啓発するとともに、防災訓練などで要援護者の安否確認や避難誘導支援を想定した共助の取組を進めます。
- 行政・地域・福祉専門職が連携し、転出入や施設入所等による要支援者の状態の変化に伴う個別避難計画の更新などを行いながら、地域での避難支援の仕組みを整えます。
- 自主防災組織による個別避難計画の作成から避難支援までが円滑に実施できるよう支援します。
- 社会福祉施設、介護・障がい福祉事業所、地域団体、医療機関、区社協、行政などの連携・協力体制を強化し、顔の見える関係のもとで日常的な見守りや災害時の避難支援が機能する体制をめざします。

- 「見守り相談室（地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業）」や「福祉コーディネーター（ご近"助"パワフルサポート事業）」が民生委員・児童委員をはじめとする地域や、包括・総合相談窓口（ブランチ）（以下、「ブランチ」という。）等と連携し、見守りが必要な方の把握や自ら相談できない人の発見に努めるとともに、必要な支援につなげる地域主体のセーフティネット機能の充実に取り組みます。
- ふれあい喫茶やサロン等のつどいの場などにおいて、日常的にあいさつや声をかけ合い、気にかけ合うことで、特定の人が「支援する側」「支援される側」に固定されない、自然な見守りあいの活動を広げ、地域における見守り活動が住民全体に広がるよう取り組みます。
- 孤立死防止に向けて、ライフライン事業者を含む関係機関と連携した安否確認の仕組みを広げ、支援が必要な人の見守りの輪の拡充をめざします。
- 見守りの担い手不足に対応するため、ICT の活用も含めより効果的な方法を検討し、見守りのネットワークを広げ、区民一人ひとりが地域で支えあう関係づくりに取り組みます。

４　きめ細やかな福祉サービスの充実

（１）関係機関との連携強化

【現状・課題】

少子高齢化や単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化により、地域における「見守り」「支え合い」といった自助・共助の力が弱まっています。その結果、孤立死やセルフネグレクト、若者のひきこもりや高齢者の閉じこもりが同一世帯内で重なるなど、支援が届かないまま問題が深刻化するリスクが高まっています。

高齢者、障がい者（児）、こども、ひとり親家庭、ケアラー（ヤングケアラーを含む）、生活困窮者などの支援が必要な人に対して、必要な制度・サービスを確実に届け、支援の取りこぼしを防ぐことが求められます。

また、8050 問題や長期間のひきこもり事例など世帯内で複数の課題が重なるケースでは、分野別の支援体制のままでは支援が縦割りになり、世帯全体への効果的な支援が難しくなります。このため、「総合的な支援調整の場（つながる場）」（以下、「つながる場」という。）や「支援会議」等を活用し、相談支援機関・地域・行政が一体となって情報を共有し、支援方針を検討する包括的かつ継続的に支援する連携体制の強化が必要です。

あわせて、生活の困りごとを抱える方が相談支援機関の窓口へ相談に来られた際に、相談内容が担当業務の範囲にとどまらない場合でも、状況に応じた適切な支援窓口へ確実につなぎ、課題が複雑化・困難化する前に、早期の支援につなげることで区民の自立や生活の安定に向けた取組を進める必要があります。

大阪市の包括的支援体制では、区民の複合的・複雑な困りごとを、身近な窓口で分野を問わず一括して受け止め、適切な相談先へつなぐこととしていますが、一方で、相談先はインフォーマルサービスも含めると情報量が膨大なことから、精度の高い案内をするためには、支援力の向上が求められます。

【今後の取組】

- 既存の仕組みでは解決ができない複合的な課題を抱えた人や世帯、孤独・孤立の状態にあり課題を抱える人や世帯を適切な支援につなげるため「つながる場」を活用し、区役所が調整役となって、分野の異なる支援機関・地域関係者が集まり、世帯全体での情報共有、課題整理、支援方針の検討、役割分担を行い、多機関連携による支援を行います。また、必要に応じて、専門的知識を備えたスーパーバイザーの助言を受け、より適切な支援につなげます。
- 研修等により区役所職員の「気づき」と「感度」を高め、相談の背景にある潜在的な困りごとを早期に把握し、的確な支援につなげます。
- 学校で把握した支援を必要とする家庭を「こどもサポートネット」を通じて、必要な福祉サービスにつなげ、総合的な支援を行います。
- 区社協や地域福祉を推進する団体と連携し、困りごとを抱えた方の支援のため、インフォーマルサービスを含む各種情報を収集し、支援情報の見える化を検討します。

（２）相談・支援体制の充実

ア　高齢者

【現状・課題】

令和 22（2040）年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上の前期高齢者となり、ますます生産年齢人口が減少して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者等の増加が見込まれることから、早急な対応が求められます。このような社会環境の変化の中にあっても、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ、希望する場所で安心して生活できる社会を実現するため、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進が必要とされています。

包括およびブランチは、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を続けられるよう支援しています。地域にお住まいの高齢者やご家族から、介護・福祉・保健に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら必要な支援につなげています。一方で、相談件数は年々増加しており、認知症、精神疾患、障がい、ごみ屋敷など、複数の課題を抱えた世帯が増えていることに加え、地域や社会とのつながりが薄く、親族などの協力者もいないため孤立し、支援の必要性を早期に把握しにくいケースがあります。また、つどいの場などに参加したいと思っても、一人では行けない、移動手段がないといった理由で参加が難しい方がいることも課題です。

【今後の取組】

- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築をめざすため、医療と介護の連携を強化します。
- 地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う包括の運営体制・業務内容等の評価を実施し、機能強化に取り組みます。
- 包括およびブランチの認知度向上のため、あらゆる機会をとらえ情報発信します。
- 高齢者への適切な支援および支援体制に関する検討を行うため設置している地域ケア会議の充実に向け、円滑な運営の支援を行います。
- 区民の方の住居における物品等の堆積により、健康かつ快適な生活を送ることが困難な事案を解決し、安全で健康かつ快適な生活環境を確保するため、区社協、包括、障がい者基幹相談支援センター（以下、「基幹」という。）との連携を強化します。
- 老人福祉センターと連携し、高齢者の健康増進や仲間づくり、いきがい創造などに資する各種行事や健康セミナーの開催、世代間交流などの取組を推進します。
- 生活支援コーディネーターや包括等と連携し、つどいの場の情報発信を行うとともに、魅力のある居場所づくりを行います。また、外出支援・移動サービス・買い物支援などの情報発信を行い、移動支援を進めます。
- オンデマンドバスの運行事業者と連携し、認知度・理解度の向上を図るなど、利便性向上に取り組みます。

イ　障がい者

【現状・課題】

障がいのある方が地域で自分らしく安心して暮らすためには、相談支援機関等と連携し、状況やニーズに応じた福祉サービスの提供と自立支援を進めることが重要です。区内では、基幹が相談対応や福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリングなどの支援を行っています。また、身体障がい者相談員や知的障がい者相談員による身近な地域での相談体制も整えています。他にも区保健福祉センターには、精神保健福祉相談員や保健師による精神保健福祉相談、専門医による相談体制を整えています。さらに区地域自立支援協議会において、区内の相談支援事業所等が情報や課題を共有し、連携強化を通じて相談支援サービスの向上を図っています。その一方で、障がいをお持ちの方が 65 歳になると、介護保険サービスが優先となり支援者の引き継ぎが生じることから、移行期も安定した生活を継続するために障がい分野と介護分野の連携が不可欠ですが、支援の考え方や進め方等の違いにより連携が十分に図れないといった課題があります。

また、障がい福祉サービスの利用者は年々増加しており、それに伴い事業所数も増え、支援が必要な人がサービスを利用しやすい環境が整う一方で、不適切なサービスを提供する事業者の増加も懸念されます。

【今後の取組】

- 基幹や区地域自立支援協議会を中心に、関係機関・団体・事業所の連携を強化し、情報・課題の共有を進めて相談支援体制を充実します。また、障がい者（児）支援の課題解決に向けて、区地域自立支援協議会で課題の整理・検討を進めるとともに、大阪市地域自立支援協議会と連携し、課題の解消に取り組みます。
- 年々増加する精神障がい者への支援として、精神保健福祉相談員や保健師による精神保健福祉相談、専門医による相談を行い、回復途上の精神疾患の方向けの教室や統合失調症の方の家族を対象とした教室等を開催します。また、必要に応じて大阪市こころの健康センターと連携していきます。
- 相談支援専門員と介護支援専門員の相互理解を深め、研修会等を通じて連携しやすい関係づくりを支援します。
- 福祉サービス提供事業者の不適切な運営に関する相談・通報があった場合は、速やかに関係部署へつなぎ、適切な運営の確保に努めます。
- 障がい福祉サービス等の質の確保・向上に向け、令和 8（2026）年度中に策定予定のアクションプラン「事業者指定等のあり方の見直し」、「給付請求の審査の強化」、「運営指導等の強化」、「支給決定等のあり方の見直し」、「人材の確保・定着と資質向上」に基づき関係部署と連携して取組を進めます。

ウ　子育て世帯

【現状・課題】

子育て家庭は、妊娠・出産期から子育て期にかけて、経済面・心身面の負担に加え、制度情報の不足や相談先の分かりにくさ、周囲に頼りにくい環境が重なることで、負担感や孤立感が強まりやすい傾向にあります。さらに少子化・核家族化の進展により身近に相談相手がいない家庭も多いことから、支援制度を分かりやすく周知するとともに、早期に相談につながる体制づくりが重要です。

区役所では、保健師を中心に、妊娠・出産や健康に関する相談を受け付けています。また、こどもの心身の発達、性格・行動、育児、不登校、児童虐待などの相談に対しては、必要に応じて専門職による助言やカウンセリングを行い、保護者が相談しやすい場の確保や仲間づくりの支援を進めています。また、地域には、子育て中の保護者が交流できる「つどいの広場」などがあり、孤立の防止や子育て家庭同士の支え合いにつながっています。

一方で、学校で支援が必要なこども・家庭を早期に把握し、不登校を含む課題に対して適切な支援につなげるためには、家庭とのつながりを確保し、支援を継続できる体制づくりが重要です。加えて、ヤングケアラーは周囲に気づかれにくい場合があるため、早期に発見し、支援につなげる仕組みづくりが必要です。

このほか、共働き世帯やひとり親世帯の増加などを背景に、保育ニーズは拡大しています。さらに、働き方の多様化により、保育所の開所時間と就労時間が合わず送迎が難しい場合や、きょうだいで入所先の園が分かれてしまう場合など、利用面での課題も生じています。

【今後の取組】

- 地域社会とのつながりが薄く、子育てに不安や悩みを抱える保護者が気軽に参加できるイベント・サロン等の交流の場を提供するため、地域の子育て支援団体・グループと協働し、区内の子育て支援情報を発信していきます。
- 子育て応援イベント（いくのっ子広場）や子育てサロン、子育て支援講座などを通じて、保護者同士の交流の場と気軽に相談できる機会、子育てに役立つ情報提供を充実させます。
- 在宅で子育てをしている家庭にも支援を身近に感じてもらえるよう、子育てサポートアプリの周知を進めます。
- 出産届の提出時に「にこにこいくのミニ子育てマップ」を配付し、子育てに関する施設やサービスの周知を進めます。
- 保健師や助産師が妊婦やその家族と妊娠当初から顔の見える関係を構築し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく継続的に相談支援を行い、子育て世帯の孤立を防ぎます。
- 家庭児童相談員が子育ての不安をはじめ、障がい・問題行動・虐待・ヤングケアラーなどに関する相談を受け付け、相談者に寄り添いながら、必要な支援を提案し、適切な関係機関へつなぎます。また、保育・利用者支援専門員が、一人ひとりのニーズに合わせて保育

施設や子育て支援センターを案内するほか、保育施設の入所などに関する相談に対応します。

- 学校で支援が必要なこどもや子育て世帯を早期に把握し、関係機関が連携して切れ目なく支援につなげるため、「こどもサポートネット」の取り組みを進めます。あわせて、ヤングケアラーの把握を進め、利用可能な制度・福祉サービスにつなぎます。さらに、ヤングケアラー支援に関する情報を広報紙等で発信していきます。
- 保育サービスでは、多様な働き方やライフスタイルに対応するため、令和７年度から「こども誰でも通園制度」を実施しています。あわせて、保育を必要とする児童が円滑に入所できるよう、受入枠の確保に引き続き取り組んでいきます。

エ　生活困窮者

【現状・課題】

生活困窮者を取り巻く状況は、非正規雇用や単身世帯の増加、物価上昇などの環境変化に加え、心身の不調、多重債務、配偶者などによる暴力（以下、「DV」という。）・虐待、社会的孤立など複数の課題を抱えるケースが多く見られます。また、支援ニーズは若年層、ひとり親、ひきこもり、ひとり暮らし高齢者など多様化しており、所得の確保に向けた就労支援だけでは生活の安定につながりにくいケースが増えています。

一方で相談支援体制は整備が進むものの、社会的つながりの希薄な状態にある人や世帯は孤独・孤立な状態に陥りやすく、困窮が深刻化するまで支援につながらないなど早期発見が十分ではありません。また、要件や手続上の制約で制度の狭間に落ちることや、収入変動が大きい人が継続的に支援を利用しにくいことも課題です。

特に住まいの確保は保証人や初期費用、家主側の不安などにより入居が難しく、居住が不安定なままでは就労や治療、家計改善が進みにくい状況です。また、就労支援についても、スキル不足だけでなくメンタル不調や職歴の空白などが影響するため、就職あっせん中心の支援では効果が限定されやすい状況です。

【今後の取組】

- 相談支援を入口に、就労・家計改善・住まい・こどもの学習生活支援など一体的に支援計画を作成し、関係機関と連携した伴走型支援で課題の複合化・長期化に対応します。
- 支援につながりにくい方へのアウトリーチを強化し、見守り相談室や地域の支援団体等と協働して孤立の解消と再困窮の防止を図ります。
- 居場所づくり、地域活動への参加機会の提供などにより、社会的つながりの回復を支援します。
- 住まいの安定を生活再建の基盤と位置づけ、入居支援・家賃滞納予防・見守りなどの支援を居住支援法人と連携して取り組みます。
- 就労支援は就職の結果に偏らず、生活リズムの改善や、段階的就労から職場定着までを一連で支援します。

5　健康づくりの推進

【現状・課題】

人生 100 年時代を迎えるなか、健康寿命の延伸に向けて、地域主体の健康づくり活動や、認知症予防を含む介護予防活動の展開が不可欠です。生野区では、関係団体と連携して「いくの健康展」や「地域健康講座」を実施し、特定健診・がん検診の受診勧奨および生活習慣の見直しや健康づくりの実践に向けた啓発を行ってきましたが、特定健診の受診率が市内 24 区の中でも低く、受診に向けた意識啓発が必要です。

あわせて、地域で健康づくりや介護予防を広げる人材を育成する「地域健康講座」や「百歳体操」など住民主体の場づくりを進めています。区内では、老人クラブや生涯学習サークル等を中心に、健康づくりに加え仲間づくり・生きがいづくりの活動も活発に行われています。

今後は、これらの活動への参加者をさらに増やし、地域での交流を深めながら、健康づくりと介護予防活動の輪を一層広げていくことが重要です。

認知症については、予防、早期発見、必要な医療・介護の提供を一体的に進めることが求められています。予防面では、区民の理解を深め、日常の予防活動を実践していただくための取組を進めています。早期発見・初期対応では、平成 28（2016）年度から区社協に認知症初期集中支援チーム「オレンジチーム」（以下、「オレンジチーム」という。）を設置し、医師と医療・介護・福祉の専門職が連携して、認知症が心配な方への訪問相談・支援を行っています。

一方で、高齢化の進展により認知症高齢者や家族介護者が増え、医療・介護・見守りのニーズが拡大するなか、初期症状が「年のせい」と受け止められて受診が遅れることや、本人の病識の乏しさや相談先が分からないこと、認知症への誤解による受診に対する抵抗感などから支援機関の介入が遅れるなどの課題が見られます。

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係機関が連携し、包括的で切れ目のない在宅医療・介護を提供することが必要です。生野区では、医療・介護・障がいの関係者と区役所・区社協で在宅支援ネットワーク会議・認知症高齢者支援ネットワーク会議を組織し、多職種連携の推進と地域課題への対応策の検討を行っています。また、区民向けに「認知症・在宅医療シンポジウム」を開催するなど、人生会議（ACP）の普及啓発も進めています。あわせて、医療・介護関係者が互いに顔の見える関係を築けるよう、多職種研修などにも取り組んでいます。

今後は、在宅医療・介護サービスを必要とする方に適正に利用していただくため、在宅医療・介護関係機関の連携強化を図る必要があります。

【今後の取組】

- 区民一人ひとりの健康意識を高めるため、医療機関、薬局、区社協、包括・ブランチ、老人福祉センター、老人クラブ、学校・企業、健康づくりや食育に関するボランティア等の関係団体と連携し、特定健診・がん検診の受診勧奨や健康づくり・介護予防・認知症予防に関する広報・啓発を積極的に進め、必要な情報が届きにくい層にも参加のきっかけを届けます。

- 「百歳体操」等の住民主体の通いの場を継続的に支援し、新規立ち上げや担い手確保、会場確保、運営ノウハウの共有を通じて、身近な地域で参加できる場を広げます。
- 介護予防の更なる推進のため、“すかいプロジェクト”～「す」こやかに「か」いご予防で「い」い人生～の各種取組について、あらゆる機会をとらまえて情報発信していきす。
- 認知症予防では、地域で開催する運動・栄養・口腔・社会参加の観点を踏まえた講座や相談機会を充実させ、早期相談・早期支援につなげる周知を行うとともに、幅広い世代に向けて認知症の正しい理解を広げるために広報紙やホームページ等で認知症施策を積極的に発信していきます。
- 包括やオレンジチームと連携し、認知症の理解度に応じた研修会・講習会や講座、講演会、相談会等を実施し、普及・啓発を進めます。
- 潜在的な認知症の人の早期発見と重篤化予防に向けて、関係機関の認知症対応力を高め、幅広い支援ネットワークを強化します。
- 包括・ブランチやオレンジチーム等と連携し、認知症の人が安心して過ごせる居場所づくりや家族の介護負担・孤立感の軽減、地域住民の認知症への理解を促進するため、認知症カフェや情報交換ができる交流の場などの取組を推進します。
- 本人の望む医療やケアを事前に話し合い共有する「人生会議（ACP）」の周知・啓発を進めます。
- 「生野区在宅支援ネットワーク会議・認知症高齢者支援ネットワーク会議」の構成団体と連携し、在宅医療・介護の連携推進に向けた取組を進めるとともに、多職種が参画するシンポジウム等を開催し、関係機関の相互理解と連携を一層深めます。

6　権利擁護や虐待防止のための取組の推進

【現状・課題】

近年、高齢者世帯を狙った悪質商法や詐欺が多発しており、特に判断能力が十分でない方が被害に遭いやすいことが課題となっています。認知症や知的障がい・精神障がい等により金銭管理や意思決定が難しくなるケースも増えており、家賃やサービス利用料の滞納などから在宅生活の継続が困難となるおそれがあります。

このため、判断能力が不十分な方が安心して地域で暮らせるよう、日常生活の支援や権利擁護の仕組みを充実させる必要があります。一方で、「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」や成年後見制度は利用開始までに時間を要するため、開始までの間に必要となる支援が不足しやすい点も課題です。

このほか、障がいへの理解促進に取り組んできたものの、十分とは言えず、特に精神障がいのある方への差別や偏見が根強い状況のため、正しい知識に基づく理解の深化が求められています。

虐待は個人の尊厳を侵害する重大な権利侵害であり、児童・障がい者・高齢者に加え、DV なども含め、通報・相談が依然多い状況が続いています。虐待の背景や状況は属性等により異なり、本人が SOS を出しにくい場合もあるため、未然防止や早期発見、適切な対応を進めるとともに、地域住民や関係機関が虐待の兆候にいち早く気づき、相談・通報につなげる体制づくりが重要です。さらに、虐待予防には介護や子育て等の負担軽減や孤立防止の取組が求められています。

児童虐待については、地域の見守りを進めるとともに、疑いがある場合に速やかに児童虐待ホットラインや相談窓口へ通報できるよう、窓口の周知と住民の協力を促す必要があります。DV についても多様な形で起こり得て表面化しにくく、支援につながりにくいことで長期化・深刻化しやすいため、相談しやすい環境整備と適切な支援機関への連携が課題です。

【今後の取組】

- 認知症などにより判断能力が十分でない方の権利擁護と生活支援のため、区社協、包括・ブランチ、基幹等の相談支援機関と連携し、「あんしんさぽーと事業」や「成年後見制度」の周知・啓発を強化します。また、虐待防止や消費者被害防止の周知・啓発にも取り組みます。
- 区社協等と連携し、「あんしんさぽーと事業」の円滑な運用に努めるとともに、成年後見制度の市長申立については、関係部署と連携し、手続の円滑化と審判までの期間短縮を図ります。また、成年後見制度については利用開始の要件として必要性を位置付け、必要性がなくなった場合には利用を終了できる制度への見直しが進められていることから、今後の国の動向を注視しながら、関係部署と連携して制度の円滑な運用を行います。
- 障がいへの理解と差別解消を進めるため、共に楽しめるイベントの開催や「こころのサポーター講座」によるボランティア育成、福祉教育、リーフレット等による周知を行います。
- 支援者を対象とした権利擁護や虐待防止の研修を実施し、適切な対応や支援などの資質向上や支援者同士の連携強化を図ります。

- 虐待に関する知識と理解の普及を進め、虐待を未然に防ぎ、早期発見・早期対応につながる地域づくりを推進します。また、虐待等を受け、真に支援が必要な人に対して、早期発見と分離保護等の迅速な対応を行い、再発防止に向けた支援を行います。
- 「こども家庭センター」において母子保健と児童福祉の連携強化と支援体制の充実を図り、すべてのこどもとその家庭に対して、虐待の予防を含む早期対応から、個々の状況に応じた支援を一体的に取り組みます。
- 児童に関しては、要保護児童対策地域協議会を中心に関係団体等と連携し、「こどもの見守り強化事業」や「こども地域包括ケアシステム」により、見守り体制の強化を図り、重大な児童虐待ゼロをめざします。
- DV は重大な人権侵害であることを踏まえ、相談者の安全確保を最優先に、相談対応と支援を行います。

7　共生社会の推進

【現状・課題】

人は誰もが尊厳と人権を生まれながらに有していますが、現実には高齢者や障がい者、外国人住民などに関する人権課題が依然として存在しています。また、生野区は外国人住民比率が非常に高く、それぞれの言語や文化を持った住民が暮らす多文化共生のまちです。長年培われた「ご近所付き合い」の中に多文化共生が根付いている一方で、外国人住民をはじめとする少数者は情報が届きにくい、地域の輪に入りにくいなどの課題があり、その実情が十分に知られていない面もあります。近年はニューカマーの増加により、生活課題がより多様化・複雑化しています。

こうした状況を踏まえ、まちづくりや地域福祉の推進において、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら健康で幸せに暮らせる共生社会の実現に向けた取組や体制づくりが必要です。生野区では、「異和共生」の考え方のもと、区民の参加・参画を通じて外国人住民に関する課題をはじめとするあらゆる人権課題の解決に向けた施策を展開し、地域社会の一員として日常的に暮らせる状態をめざしています。

令和 6（2024）年度の委託事業において、生野区内に在住する外国人住民の実態と抱える問題を把握するとともに、共生社会実現に向けた支援施策の提言を求め、「33 の施策の柱と 121 の事業化案（別紙参照）」の施策提言を受けました。今後、事業内容に応じて、区役所直営、他機関への働きかけ、公民連携などの中から適切な手法を選び、確実に実行していく必要があります。また、行政だけでは対応が難しい課題も多いことから、関係者と連携した公民一体のチームを構築し、その中核となるパートナーと共に取組を推進していきます。

【今後の取組】

- 従来の人権尊重・人権擁護の取組に加え、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方や、LGBTQ 等の人権課題への理解を深め、偏見や差別の解消に取り組みます。
- 外国人住民は情報が届きにくく、行政サービスの利用や地域参加が難しくなりやすいため、誤解や差別につながらないよう、課題の把握と支援の充実を進め、やさしい日本語や多言語による防災情報・生活情報・行政手続き等の発信を強化するとともに、ICT の活用により相談・通訳体制の向上を図ります。
- 令和 8（2026）年 5 月に区役所に設置した「多文化総合相談窓口」で、区役所を訪れた外国人住民の「聞きたい」「困ったこと」を聞き取り、相談内容を整理したうえで、必要に応じて担当窓口へつなぎます。また、外国人住民に関する相談も受け付けます。
- 33 の施策の柱と 121 の事業化案を着実に実行するため、選定したパートナーと「多文化共生共創チーム」を立ち上げ、施策を具体化していきます。

別紙

〔生野区への154の施策提言〕33の施策の柱と121の事業化案

（※施策の柱の中には、公民連携を前提とするものも含む。）

A.あなたのこと

≪施策の柱≫

①多文化共生のまちづくりや外国人住民の課題に関する人権研修の拡充
・・・事業化案2

【1施策の柱、2事業化案】

B.ことば

≪施策の柱≫

①日本語教育環境の整備
・・・事業化案3

②母語教育環境の整備
・・・事業化案5

③多言語通訳相談体制の整備
・・・事業化案8

④外国人住民を含めた地域コミュニティづくり支援
・・・事業化案3

【4施策の柱、19事業化案】

C.仕事

≪施策の柱≫

①外国人就労・求人支援体制の整備
・・・事業化案5

②外国人起業促進支援体制の整備
・・・事業化案4

③規制改革の実現に向けた調査提言の推進
・・・事業化案2

【3施策の柱、11事業化案】

D.教育・子育て

≪施策の柱≫

①経験や可能性を拡げるための場の提供と経済的支援の充実
・・・事業化案4

②日本語指導の質・量の充実
・・・事業化案5

③多様性が反映された子どもが育つ場の整備
・・・事業化案5

④母国語・母国の文化を学ぶ機会を保障
・・・事業化案3

⑤同じルーツを持つ教員・保育者の配置
・・・事業化案3

⑥学校や保育施設での通訳の配置の充実
・・・事業化案3

【6施策の柱、23事業化案】

E.生活の困りごと・情報

≪施策の柱≫

①多言語相談の機能面・体制面の充実
・・・事業化案3

②生活に役立つ情報発信の工夫による情報アクセシビリティの向上
・・・事業化案3

③地域コミュニティにおける交流の機会の創出
・・・事業化案3

④生野区役所における多文化理解の促進
・・・事業化案3

【4施策の柱、12事業化案】

F.医療・福祉

≪施策の柱≫

①社会保障制度へのアクセスの保障
・・・事業化案2

②安心して医療にかかれる体制づくり
・・・事業化案4

③安心できる介護体制の整備とケアの充実
・・・事業化案4

④制度や地域コミュニティの外に置かれている人への支援
・・・事業化案3

【4施策の柱、13事業化案】

G.差別

≪施策の柱≫

①差別や偏見を克服するための人権教育の充実
・・・事業化案4

②人権尊重のための啓発の充実
・・・事業化案1

③ヘイトスピーチの法的規制
・・・事業化案1

④日本社会における制度的差別の克服
・・・事業化案4

【4施策の柱、10事業化案】

H.防災

≪施策の柱≫

①防災情報の発信についての創意工夫ある手法の開発
・・・事業化案6

②防災活動の創意工夫と日本人コミュニティへの研修・啓発
・・・事業化案2

③災害時の外国人住民支援施策の策定
・・・事業化案2

【3施策の柱、10事業化案】

I.多文化共生のまちづくり

≪施策の柱≫

①出会いと交流の機会や場の拡充　・・・事業化案7

②外国人住民の当事者が参加・参画する仕組みの構築　・・・事業化案4

③施策制度の拡充と重層的な連携協力の仕組みの構築　・・・事業化案8

④財政的支援のための仕組みの構築　・・・事業化案2

【4施策の柱、21事業化案】

別紙

外国人住民との共生社会実現に向けた調査・施策検討業務報告書における施策提言

<9分野33の施策の柱と121の事業化案>

Aあなたのこと
①多文化共生のまちづくりや外国人住民の課題に関する人権研修の拡充
多文化共生または外国人住民をテーマにした人権研修の実施と定例化
外国人住民と地域住民の相互交流等による参加型の人権研修の実施
Bことば
①日本語教育環境の整備
日本語教室の開設を目的としたネットワーク構築
日本語教室の開設
学校教育における先端技術を活用した日本語等指導体制整備
②母語教育環境の整備
区内国際クラブ（民族学級）の拡充を目的としたネットワーク構築
区内国際クラブ（民族学級）の拡充
母語教室の開設を目的としたネットワーク構築
母語教室の開設
区内国際クラブ（民族学級）等の母語教室講師の養成
③多言語通訳相談体制の整備
区内多言語相談窓口の設置を目的としたネットワーク構築
区内多言語相談窓口の設置
多文化ソーシャルワーカー養成講座の開催
外国人住民のための在留資格セミナーの開催
外国人住民のための保険と税金セミナーの開催
多言語での住まいのルール・暮らしのマナー教室の開催
多言語での自転車の乗り方・交通安全教室の開催
多言語相談窓口へのアクセシビリティ向上を目的とした説明会の開催
④外国人住民を含めた地域コミュニティづくり支援
外国人住民を含めた地域コミュニティづくりを目的としたネットワーク構築
外国人住民を含めた地域コミュニティの形成
地域外国人住民コミュニティリーダー養成講座の開催
C仕事
①外国人就労・求人支援体制の整備
外国人就労・求人支援センターの設置を目的としたネットワーク構築
外国人就労・求人支援センターの設置
外国人住民のための合同地域企業説明会の開催
外国人住民のための就職ガイダンスの開催
地域企業のための外国人採用セミナーの開催
②外国人起業促進支援体制の整備
外国人起業促進支援センターの設置を目的としたネットワーク構築
外国人起業促進支援センターの設置
外国人住民のための起業準備セミナーの開催
先端技術を活用した外国人起業家育成プログラムの実施
③規制改革の実現に向けた調査提言の推進
市民・行政・企業の各セクターが参加する「多文化共生ネットワーク」の構築
「生野区外国人市民会議」（仮称）の設置
D教育・子育て
①経験や可能性を拡げるための場の提供と経済的支援の充実
学校内での学習支援の充実
外国ルーツの生徒の高等教育進学のための、情報提供・場の開拓・入学後の相談支援・経済的支援の充実
経済的に不利な状況にある子どもたちを支援するため学習支援金の充実
低い経済的負担で子ども達が多様な経験や習い事ができる場の充実
②日本語指導の質・量の充実
日本語指導の対象児童数枠の拡大と時間の充実
日本語指導の教育方法の充実
日本語指導を担当する教員の研修の充実
日本語指導に関わる教員を充実するための予算措置の必要性を大阪市教育委員会に進言
日本語を学ぶための予備教育の充実

別紙

D教育・子育て
③多様性が反映された子どもが育つ場の整備
多文化共生の教育・保育推進のための研修と研究の充実
多文化共生の教育・保育のための公民連携による教材の開発と貸し出し事業
多様なルーツを持つ子どもが共に過ごす放課後等の居場所づくり
学校内における多文化共生や外国人の子ども支援を推進できる教員・保育者の育成
外国人の子どもや保護者が安心して繋がれる子育て支援の場の開設
④母国語・母国の文化を学ぶ機会を保障
学校内で母国語・母国の文化を学ぶ機会と時間の充実と教員確保
地域の中での母国語を学ぶ場の創設・運営の支援
多様な文化に触れるためのフェスティバルの開催
⑤同じルーツを持つ教員・保育者の配置
外国人教員の積極的な雇用を促進する必要性について考える機会の創出
在留資格に保育士を追加し、外国人保育者の雇用を促進する必要性について考える機会の創出
外国人教員・保育者の養成に向けての奨学金・学習支援金等の充実
⑥学校や保育施設での通訳の配置の充実
外国人の子どもが在籍する学校・園での通訳者の常駐の必要性について考える機会の創出
入学・入園に関わる手続きに精通した通訳者の公民連携による育成と派遣
多言語対応が可能な保育コンシェルジュの育成と配置
E生活の困りごと・情報
①多言語相談の機能面・体制面の充実
外国人住民の困りごとのニーズの高い「税・保険」外国人住民の「高齢化」「居住の不安定性」など立場性に鑑みた公民連携による専門相談の拡充
多様なニーズを把握し、支援を必要とする人への支援方法を検討するための多機関連携
多様なニーズに対応するための相談機関における多文化ソーシャルワーカーの確保等人的・財政的基盤の拡充
②生活に役立つ情報発信の工夫による情報アクセシビリティの向上
「広報いくの」の多言語化の周知やSNS 発信のさらなる活用
生野区のホームページにおける生活情報のコンテンツ化
情報発信に関する外国人住民のニーズの把握
③地域コミュニティにおける交流の機会の創出
地域コミュニティにおける日本語学習の機会の創出
日本や地域社会のルールやマナーを学ぶ機会の場づくり
「支え・支えられる」関係づくりが育まれる機会の場づくり
④生野区役所における多文化理解の促進
生野区役所における多文化理解に基づく窓口対応の充実
区役所職員に向けての多文化理解促進のための啓発事業
住居問題などの「差別解消」への取り組みの促進
F医療・福祉
①社会保障制度へのアクセスの保障
社会保険・社会福祉サービスに関する多言語パンフレットの周知・手続きに関する動画コンテンツなどの充実
公民連携による社会保障制度に関する専門的支援の拡充
②安心して医療にかかれる体制づくり
日本の医療制度の仕組みに関する多言語パンフレットの作成
多言語通訳の対応をしている病院ガイドブックの発行
医療機関におけるインフォームド・コンセントと多文化理解の促進
公民連携による医療に関する専門的支援の拡充
③安心できる介護体制の整備とケアの充実
地域包括支援センターの周知活動の実施
公民連携による介護に関する専門的支援の拡充
相談窓口へのアクセシビリティ向上の工夫
多様な文化を尊重する介護サービス提供のための研修の実施
④制度や地域コミュニティの外に置かれている人への支援
無年金、低年金、無保険者の人たちへの公民連携による個別具体的な専門的支援の拡充
自治体独自の救済措置の拡充につながる実態把握
公民連携による地域コミュニティとの接点の創出

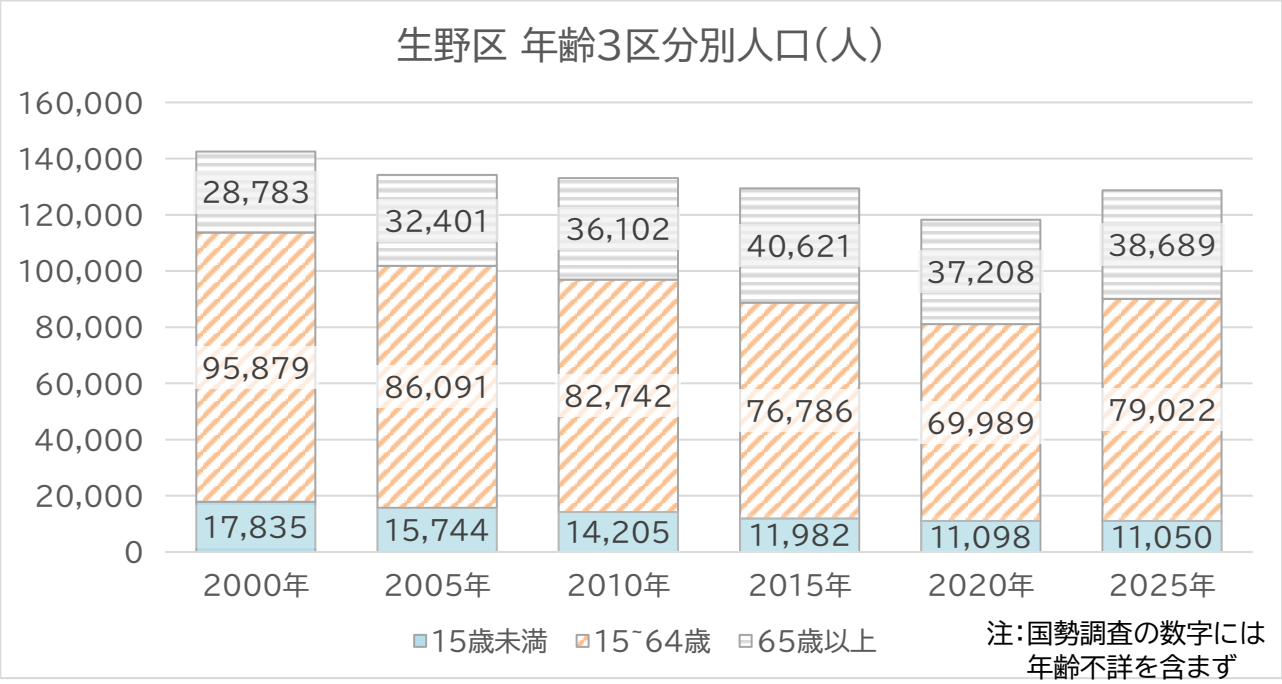
別紙

G差別
①差別や偏見を克服するための人権教育の充実
学校・園における人権教育の公民連携による推進
教員・保育者に対する人権研修の質・量の充実
子どもたちが多様な当事者と出会えるような機会の創出
多文化共生教育・保育のための教材の充実と共有方法の検討
②人権尊重のための啓発の充実
市民向けの人権啓発に関する活性化
③ヘイトスピーチの法的規制
ヘイトスピーチ禁止条例についての社会への周知
④日本社会における制度的差別の克服
制度的差別について考える機会の創出
外国人住民の声がより区政に届く機会の創出
区政などに関わる多様な機会への外国人住民の参画の促進
民生委員・児童委員制度などの国籍条項緩和に向けての生野区独自の取り組み
H防災
①防災情報の発信についての創意工夫ある手法の開発
区ハザードマップの周知方法などの工夫
プッシュ型防災情報の提供のあり方の検討と双方向での情報提供
国籍別などの外国人住民コミュニティとの丁寧なネットワークづくり
民間企業や留学生が通う日本語学校などとの連携協力関係の構築
学校・保育所と連携したハザードマップを活用した多言語の講習会などの開催
備蓄物資の準備など外国人住民自らによる防災対策の必要性の広報・啓発
②防災活動の創意工夫と日本人コミュニティへの研修・啓発
外国人住民との相互理解を促進するための研修・啓発
外国人住民の円滑な避難行動のための環境整備
③災害時の外国人住民支援施策の策定
生野区地域防災計画等をはじめ地域防災計画での外国人住民支援施策の策定
区及び地域の防災活動への外国人住民の参加促進
I多文化共生のまちづくり
①出会いと交流の機会や場の拡充
区政の基本理念として「多文化共生のまち」（仮称）宣言の策定
多文化共生の先進地域としての生野区のシティプロモーション活動の拡充
地域社会及び学校等での多文化共生を学ぶ多様な機会の創出
地域でのさまざまな取り組み・イベント等への外国人住民の参加協力の促進
地域での防犯・防災活動への外国人住民の参加と協力に向けた仕組みづくり
外国人住民による多文化イベント等への伴走支援と地域社会との連携協力の促進
防犯及び社会ルールに関する多言語による注意喚起や広報の工夫
②外国人住民の当事者が参加・参画する仕組みの構築
「生野区外国人市民会議」（仮称）の設置と定例化
区政会議への外国人住民の積極登用の促進
地域諸団体、NPO 等の活動への参加の積極的な周知・広報の工夫
民生委員・児童委員に関する国籍条項の緩和・撤廃に向けた工夫
③施策制度の拡充と重層的な連携協力の仕組みの構築
地域における外国人住民の居場所と日本語教育等の拡充
公民連携による多言語相談機能の拡充
公的施設等での多言語標記の環境づくりの促進
外国人住民の若者と企業・事業所とのジョブマッチングと雇用促進
小中学校で実施されている国際クラブ及び国際理解教育等の拡充支援
多国籍・多文化の「夜市」の拡充を軸とした地域経済の活性化
外国人住民の食文化・ものづくり等を通じた起業の支援
市民・行政・企業の各セクターが参加する「多文化共生ネットワーク」の形成
④財政的支援のための仕組みの構築
多文化共生に取り組むNPO等を支える財政的支援のための基金等の創設
地域での日本語教育を支援している民間団体等への財政的支援の実施

統計データから見る生野区の現状

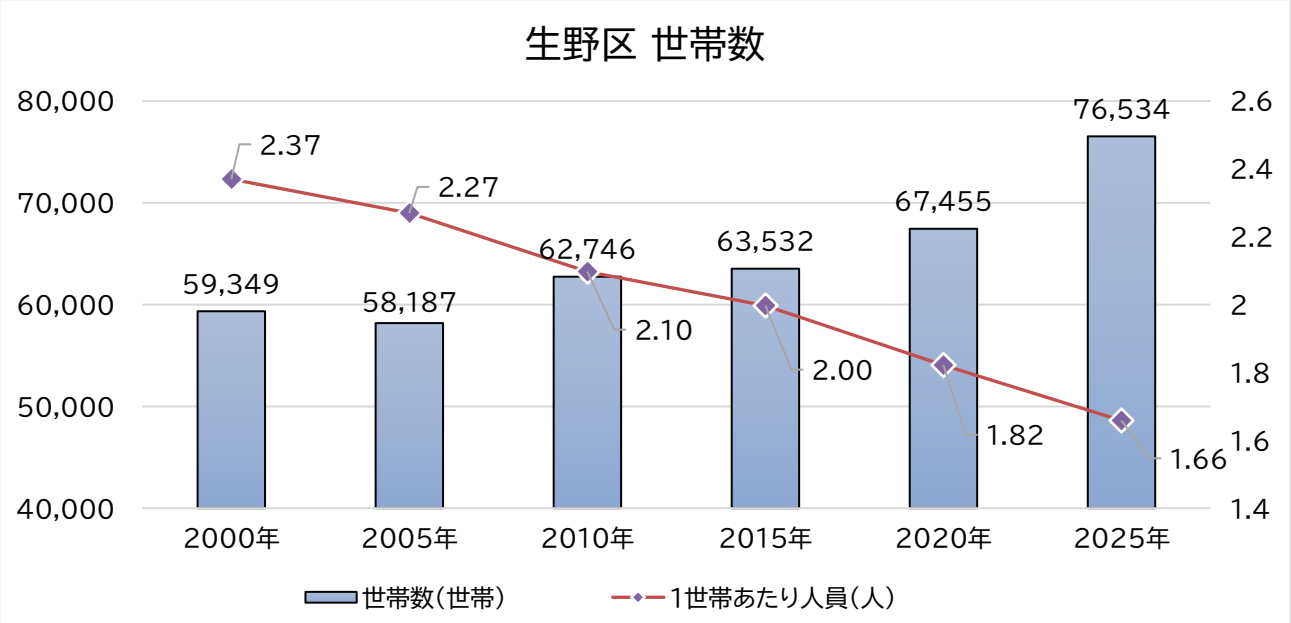
1　人口および世帯数

生野区の人口は、減少傾向にありましたが、2025（令和7）年11月1日時点の推計人口は128，761人で、2020（令和2）年の国勢調査時点よりも1，453人増加しています。



出典：2025年は推計人口（11月1日時点）、その他は国勢調査（10月1日時点）

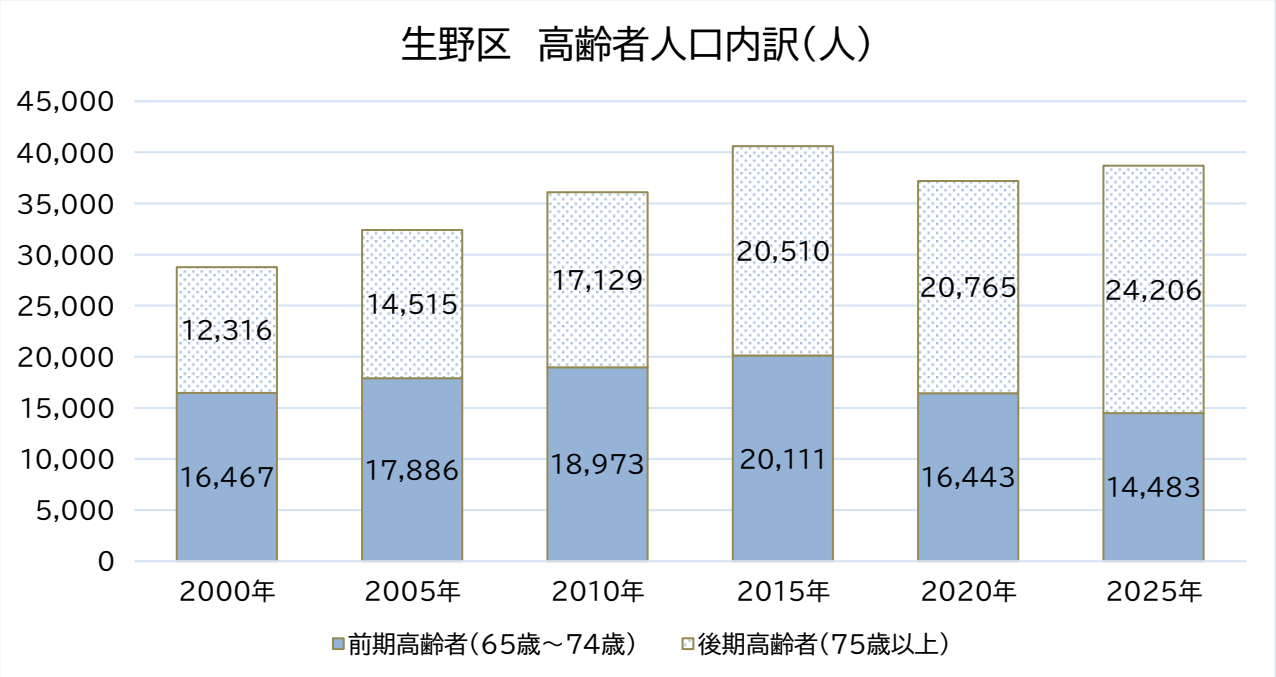
世帯数は増加し続けており、2025（令和7）年と2020（令和2）年と比べると約9,000世帯も増えています。一方で、1世帯当たり人員は減少し続けており、2025（令和7）年は1世帯あたり1.66人となっています。



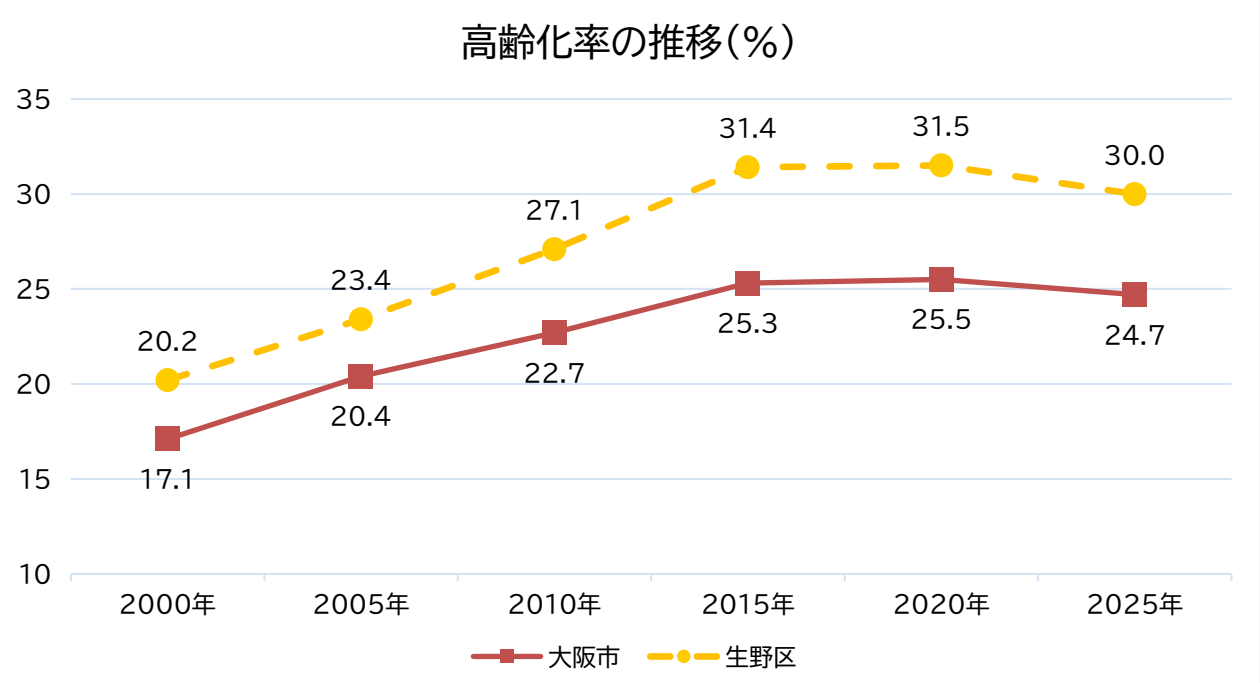
出典：2025年は住民基本台帳人口（3月31日時点）、その他は国勢調査（10月1日時点）

2 高齢者の状況

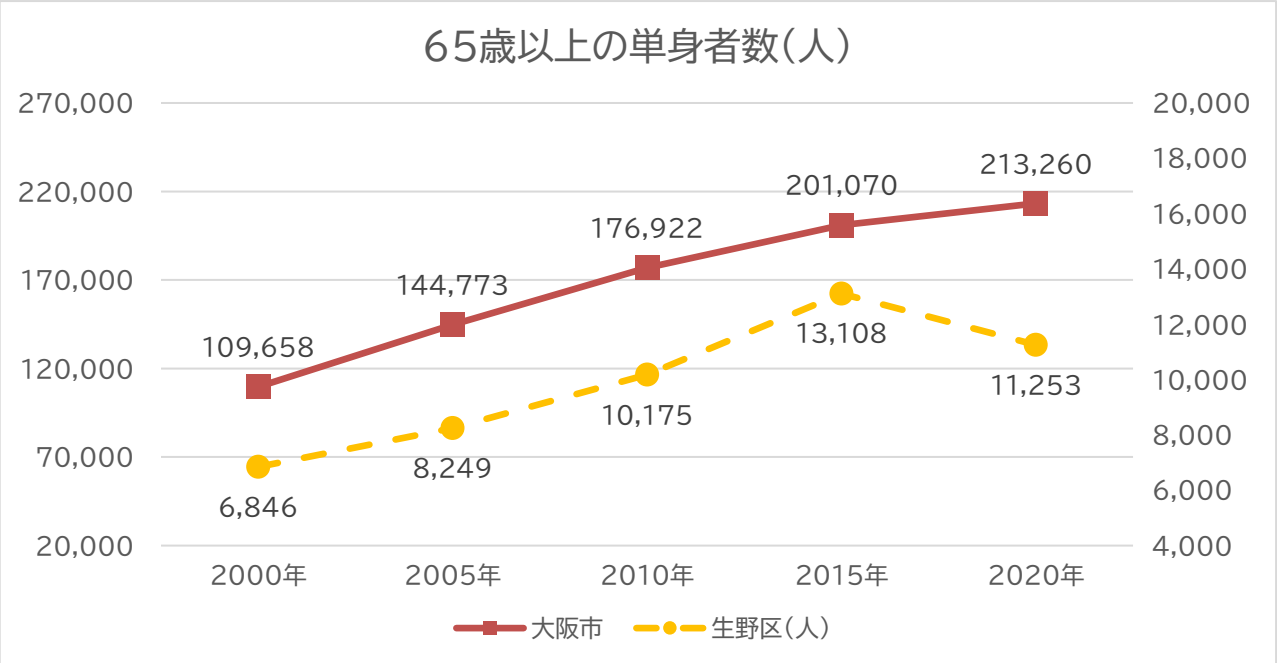
高齢者人口は、2015（平成27）年までは増加していましたが、以降はほぼ横ばいとなっています。また、75歳以上の後期高齢者は増加し続けています。65歳以上人口の割合（高齢化率）は、2015（平成27）年以降30%を超えており、大阪市平均を5%以上上回っている状態が続いています。65 歳以上の単身者数は、2000（平成 12）年と比較すると大幅に増加しています。



出典：2025 年は推計人口（11 月1日時点）、その他は国勢調査（10 月1日時点）

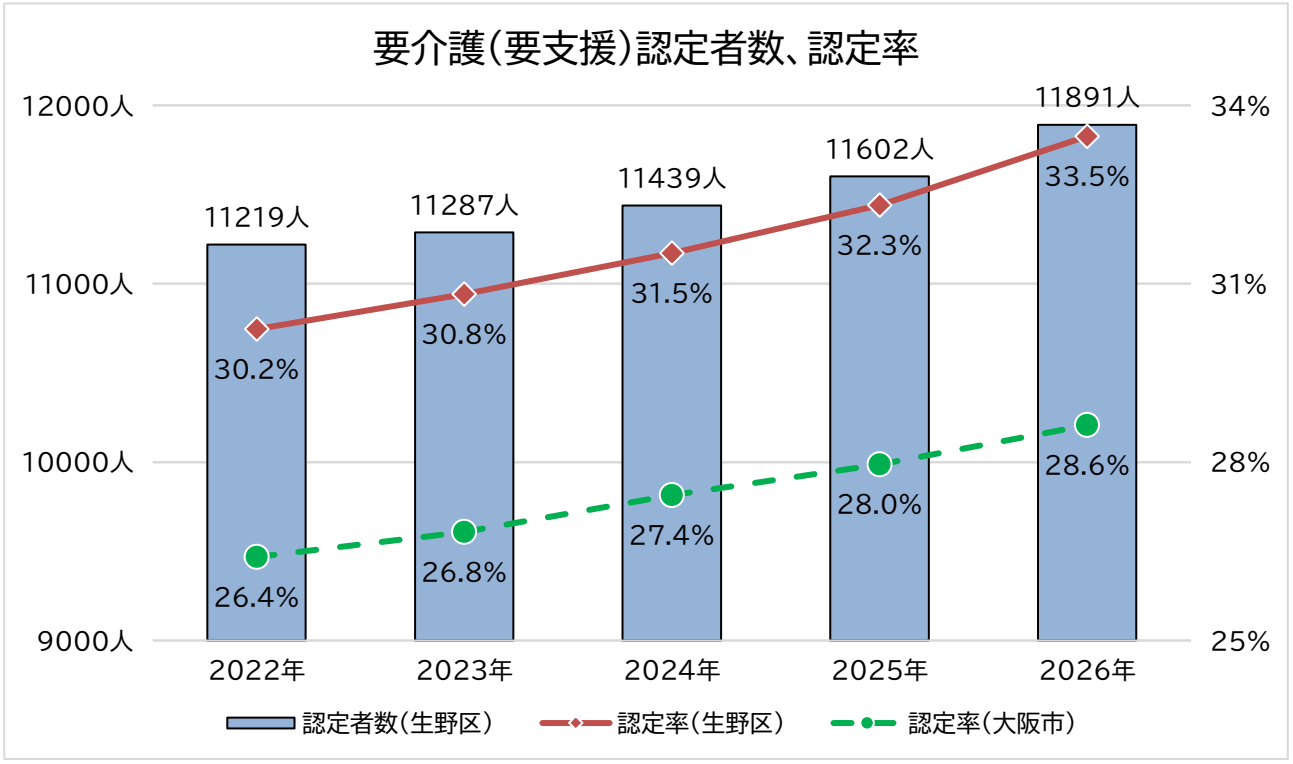


出典：2025 年は推計人口（11 月1日時点）、その他は国勢調査（10 月1日時点）



出典:国勢調査(10 月1日時点)

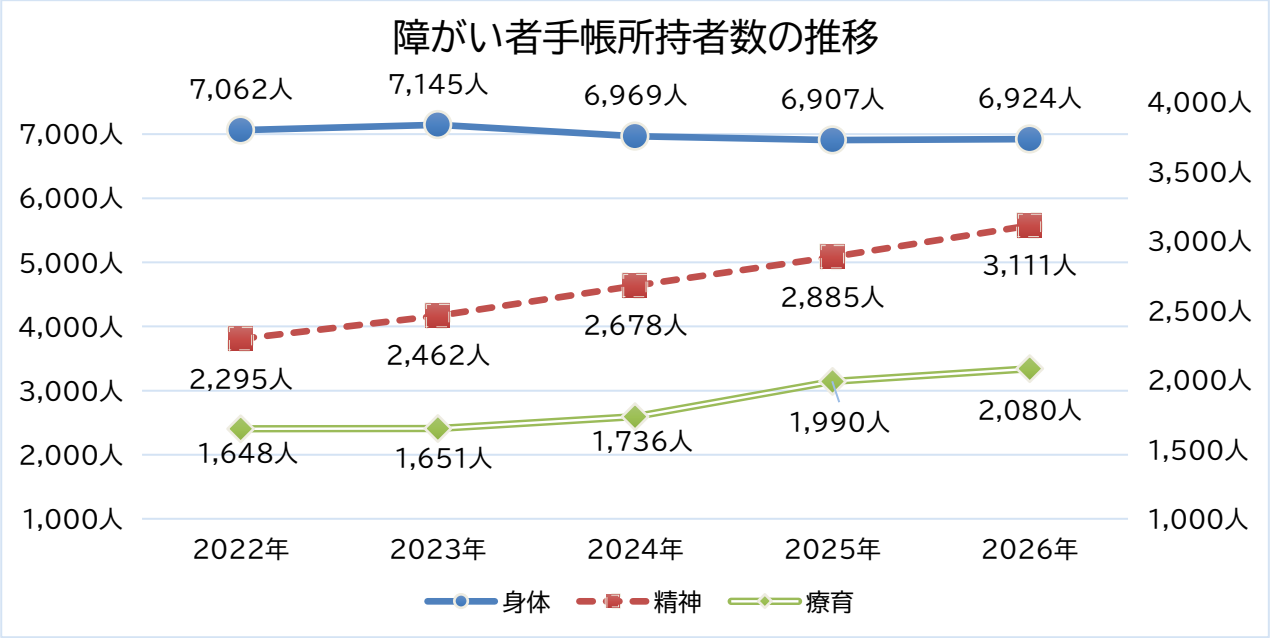
介護保険の要介護(要支援)認定者数は年々増加しています。また、65歳以上の高齢者のうち要介護(要支援)認定を受けている方の割合を示す認定率も増加し続けており、2026(令和8)年3月31日現在の認定率(33.5%)は、大阪市平均(28.6%)により5%以上高い状態となっています。



出典:大阪市福祉局　介護保険統計資料(各年3月 31 日現在)

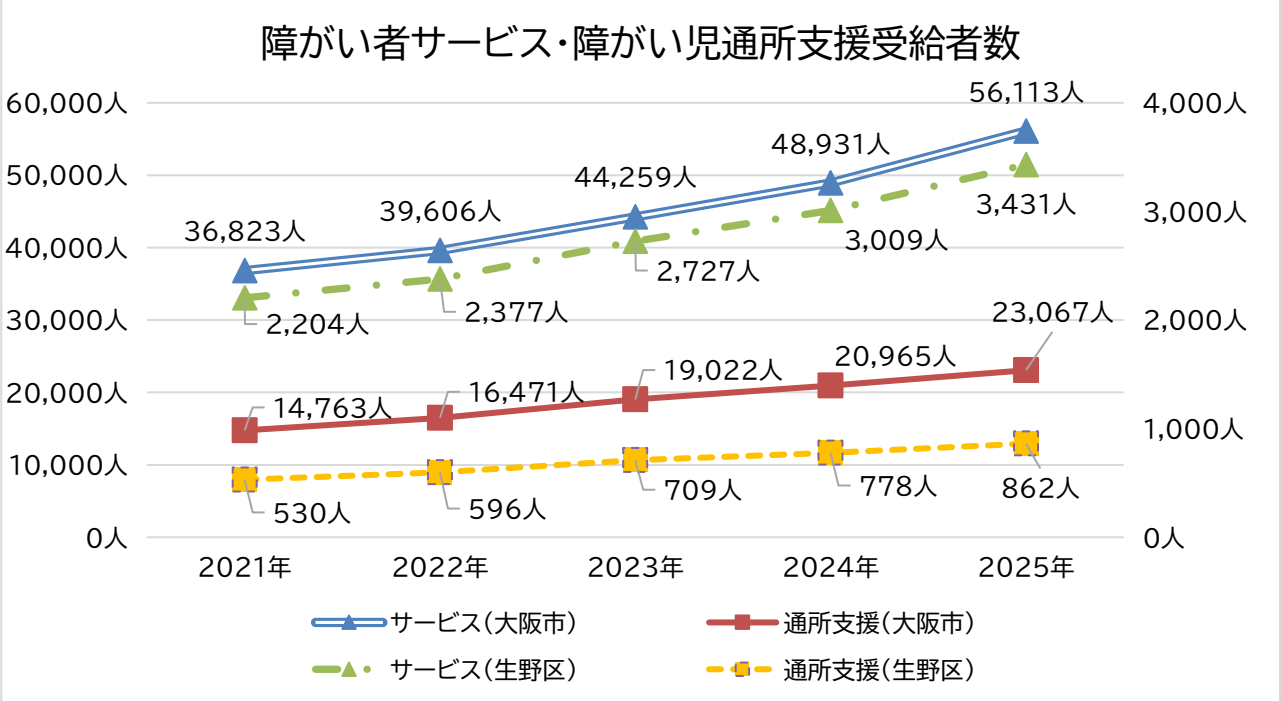
3 障がい者の状況

障がい者の状況として、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあるものの、精神障害者手帳や療育手帳（知的障がいのある方に発行する手帳）の所持者数は年々増加し続けており、2022（令和4）年度と比べて、精神障害者手帳所持者数は1.36倍、療育手帳所持者数も1.26倍と大きく伸びています。



出典：生野区調べ（各年3月 31 日現在）

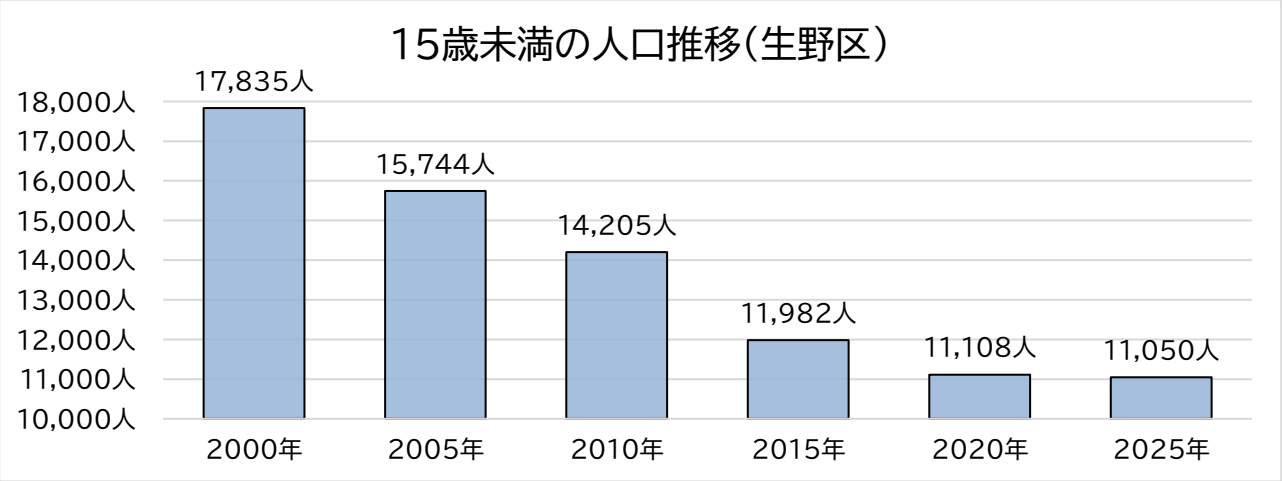
障がい者サービスや障がい児通所支援の受給者数は年々増加し続けており、2021（令和3）年度に比べて、障がい者サービスの受給者数は1.56倍、障がい児通所支援の受給者数は1.63倍と大きく伸びています。



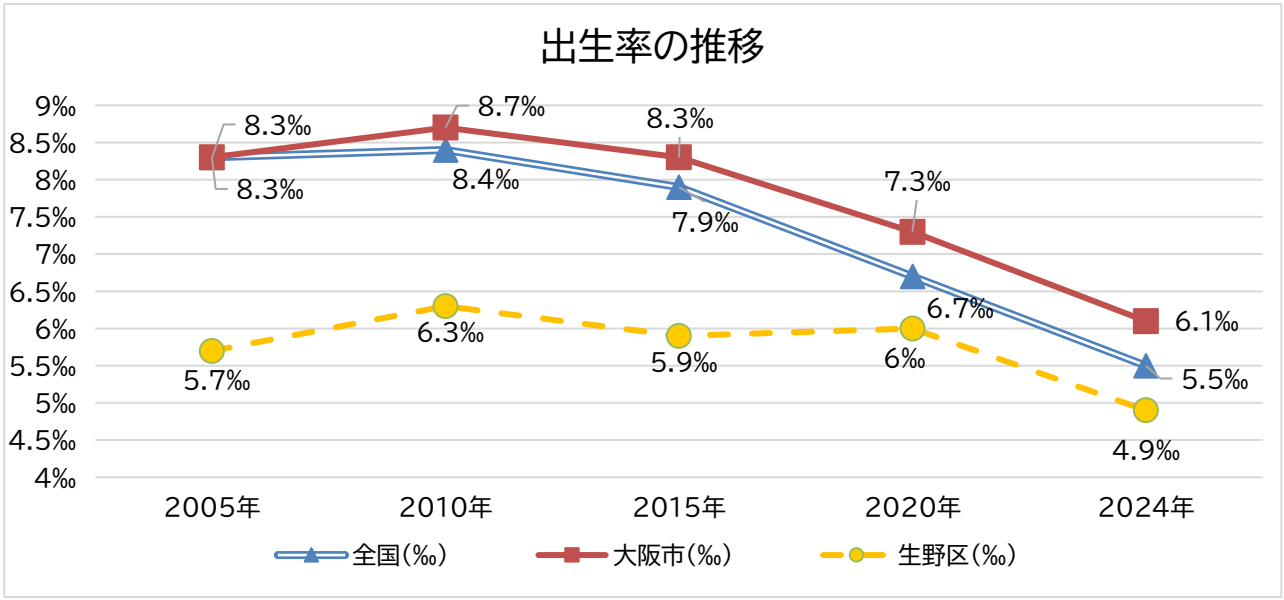
出典：大阪市障がい者施策推進協議会　地域自立支援協議部会資料

4 こどもの状況

15歳未満のこどもの人口は、年々減少しており、2025（令和7）年と2000（平成12）年を比べて、約7,000人減少しています。出生率は、全国や大阪市の平均を下回っており、大阪市内の24区中の下位5区以内となっています。



出典：2025 年は推計人口（11 月1日時点）、その他は国勢調査（10 月1日時点）



※出生率の単位は‰（パーミル）。人口 1,000 人当たりの比率　　出典：厚生労働省「人口動態統計」
（注）出生率は分母を「総人口」で算出しているため、厚生労働省が公表している値とは異なります。

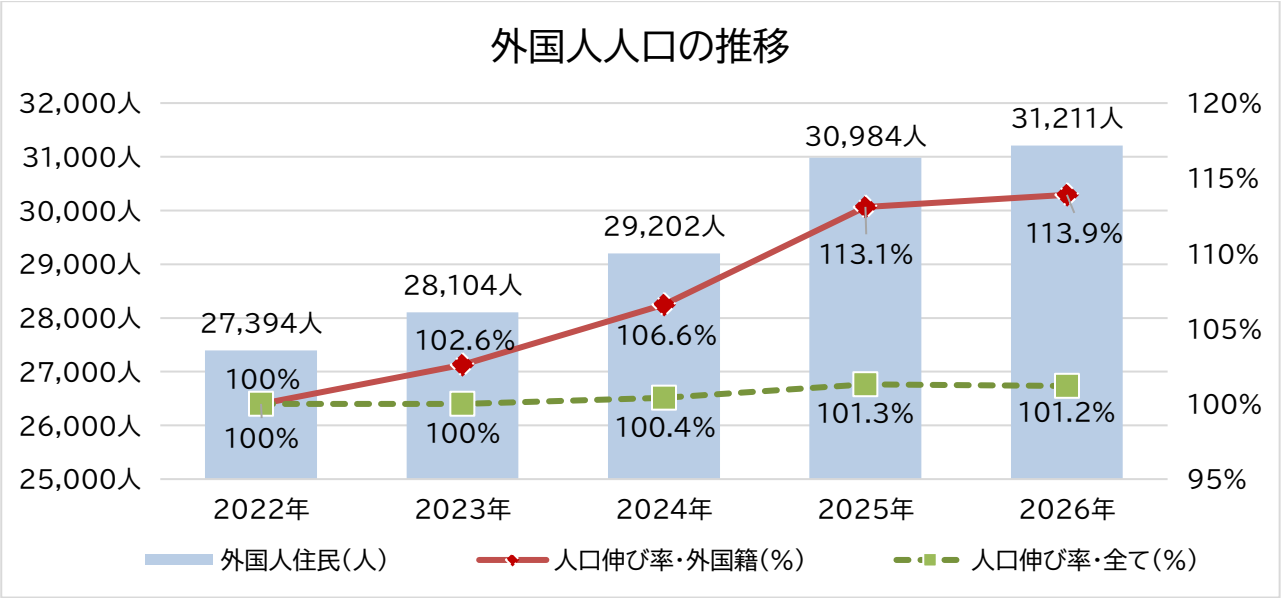
出生率の下位区

	2010 年		2015 年		2020 年		2024年	
1位	西成	4.9	西成	4.2	西成	3.1	西成	3.0
2位	生野	6.3	生野	5.9	住之江	5.7	住之江	4.3
3位	阿倍野	7.2	大正	6.9	大正	5.9	大正	4.7
4位	浪速	7.3	住之江	7.1	生野	6.0	生野	4.9
5位	東住吉	7.9	港	7.3	港	6.2	港	5.2

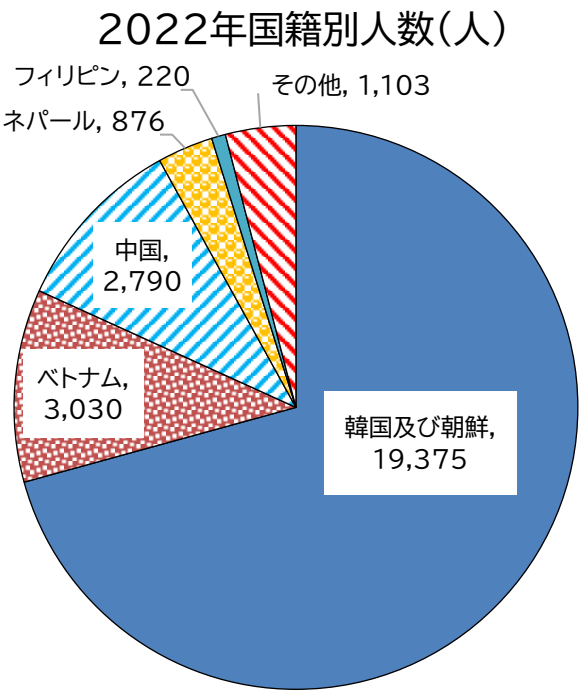
※出生率の単位は‰（パーミル）。人口 1,000 人当たりの比率　　出典：厚生労働省「人口動態統計」

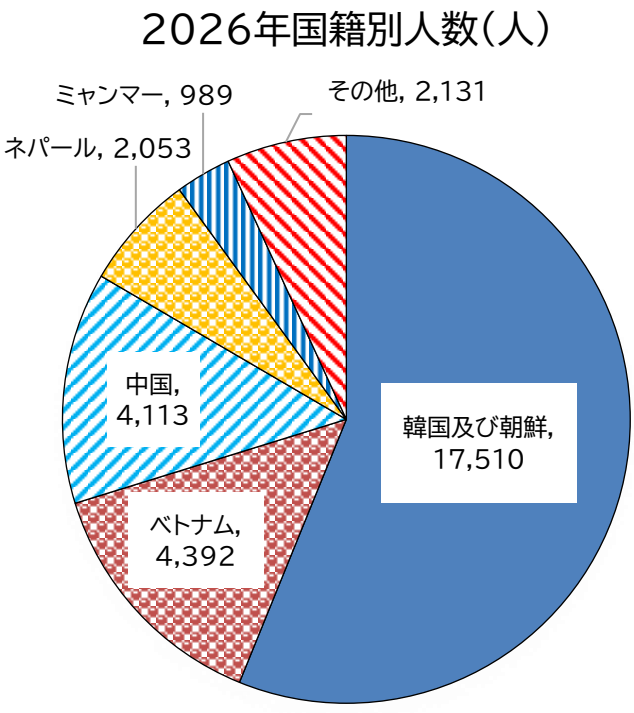
5 外国人住民の状況

外国人住民の人口は増加し続けており、2025(令和7)年には30,000人を超えました。人口の伸び率についても全人口の伸び率はほぼ横ばいであったにもかかわらず、外国人住民に限ると113.9%と増加しており、全人口の4人に1人が外国人住民となっています。



伸び率は 2022(令和 4)年を 100 とした指数　　出典:住民基本台帳人口・外国人人口【各年9月末時点】



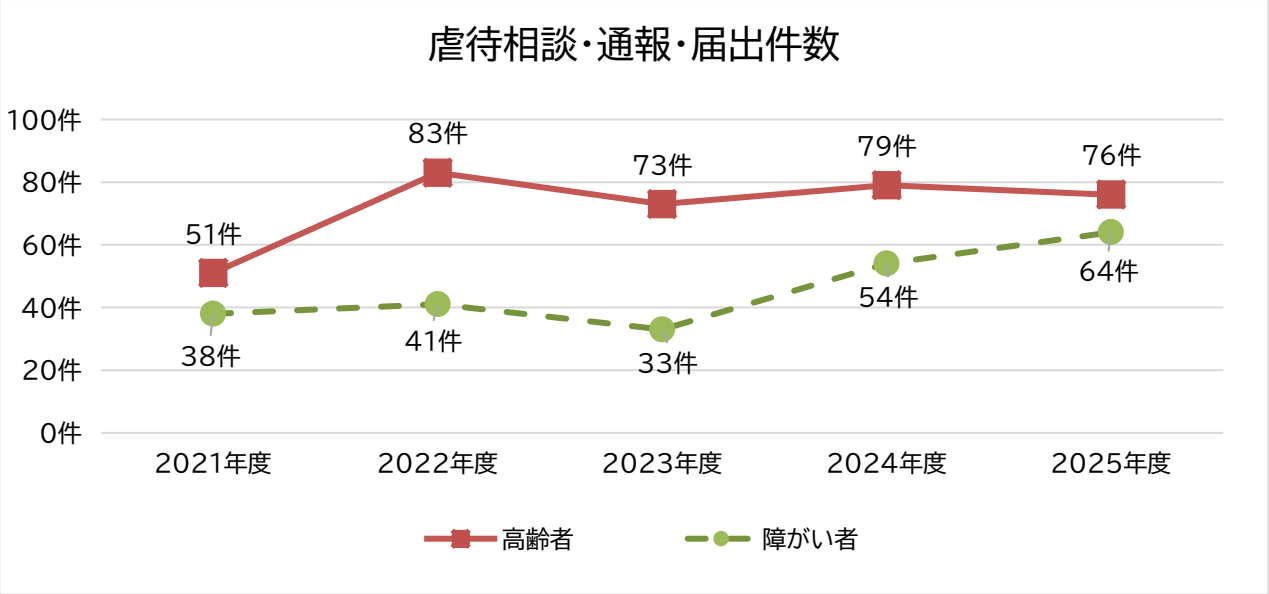


出典:住民基本台帳人口・外国人人口【9月末時点】

6 虐待の状況

（1） 高齢者・障がい者

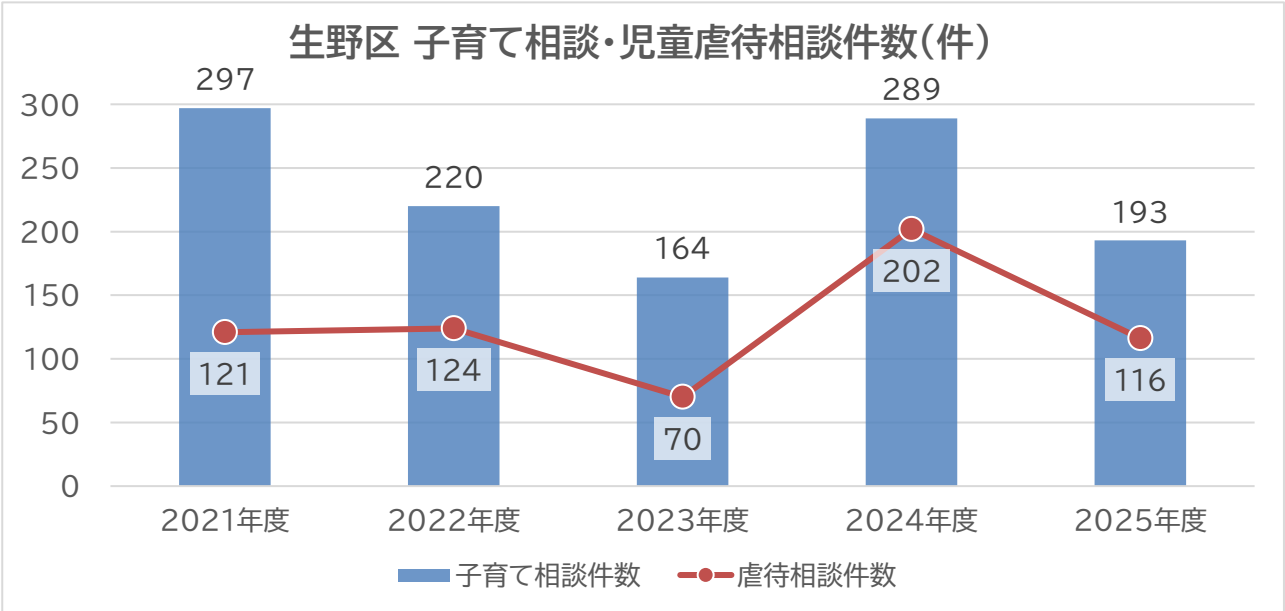
高齢者については、2022（令和4）年度に大きく件数が増えて以降、高い相談件数が続いています。障がい者については、2024（令和6）年度以降増え続けています。2021（令和3）年度と2025（令和7）年度を比べると高齢者は約1．5倍、障がい者は約1．7倍と大きく伸びています。



出典：生野区調べ

（2） こども

こどもについては、子育て相談・虐待相談ともに、2023（令和5）年度までは減少傾向にあり、2024（令和6）年度に大きく増加しましたが、2025（令和7）年度は減少しています。



出典：生野区調べ

7 健康データ

（1） 健康寿命

男性の健康寿命は国の平均よりも短いが、2015（平成27）年を除いて大阪市の平均とほぼ同一となっています。しかし、不健康な期間の平均は、大阪市の平均と比べると6月近く長くなっています。

女性の健康寿命も国の平均よりも短いが、2020（令和2）年を除いて大阪市の平均よりも長くなっています。しかし、不健康な期間の平均は、大阪市の平均と比べると1年近く長くなっています。

また、女性は男性よりも健康寿命は長いが、不健康な期間の平均は2倍以上となっています。

		男性（年）			女性（年）		
		2015 年	2020 年	2023 年	2015 年	2020 年	2023 年
生野区	健康寿命（健康な期間の平均）	78.06	77.67	77.36	83.12	83.12	83.59
	不健康な期間の平均	2.28	2.56	2.48	4.91	5.23	5.34
大阪市	健康寿命（健康な期間の平均）	77.14	77.80	77.51	82.63	83.37	82.93
	不健康な期間の平均*2	1.74	1.98	2.02	3.76	4.18	4.14
国 参考値*1	健康寿命（健康な期間の平均）	－※	80.1	79.7	－※	84.4	84.1
	不健康な期間の平均	－※	－※	－※	－※	－※	－※

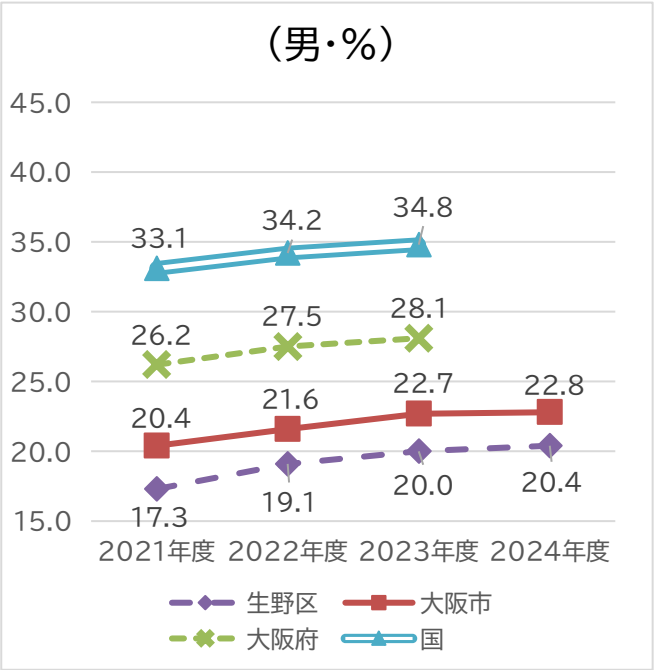
（＊1）算定に使用している人口等のデータが大阪市・区と一致しないため参考値としています。　※未公表
（＊2）不健康な期間の平均とは、介護保険の要介護 2～5 のデータより算出した「日常生活動作が自立していない期間の平均」

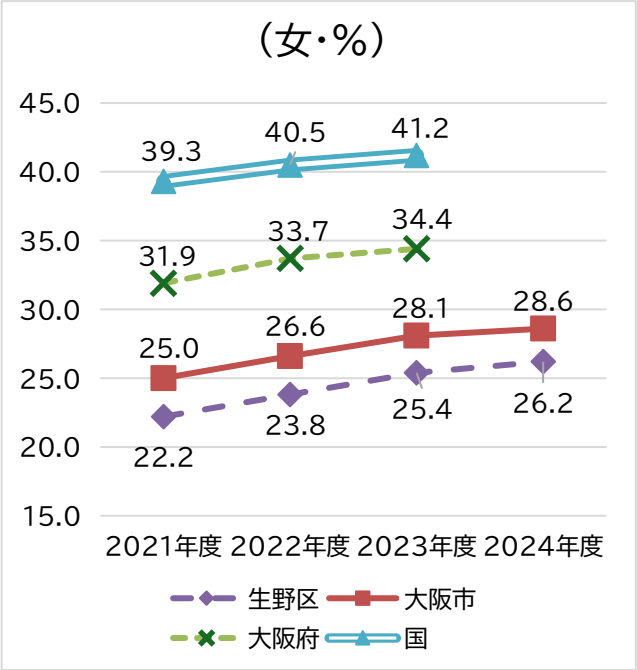
出典：大阪市健康局

（2） 大阪市国民健康保険 特定健診実施率の推移

特定健康診断の実施率はほぼ同様の傾向にあり、国・大阪府・大阪市の数値を下回っています。

また、いずれの年度も実施率は増加しています。

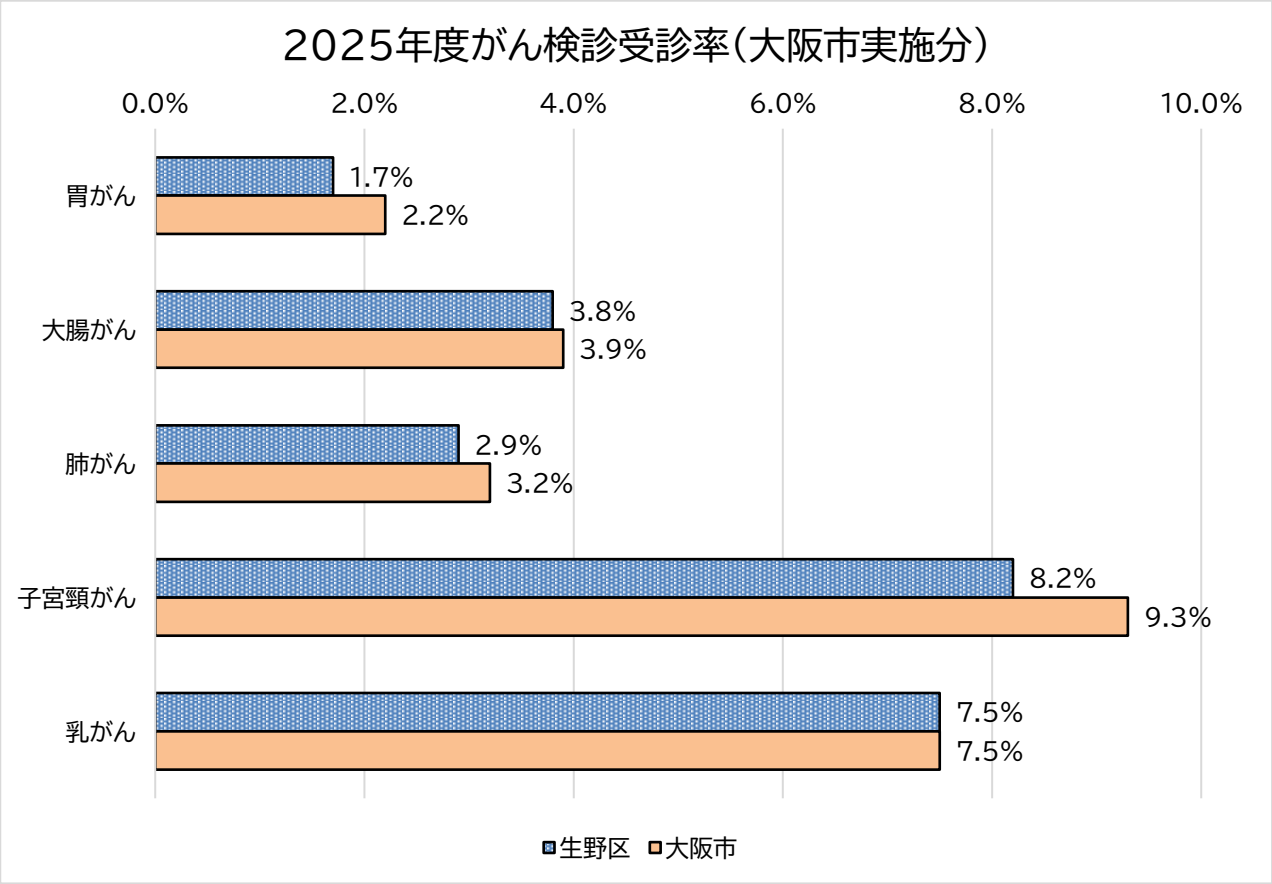




出典：大阪市健康局

（3） 各種がん検診の受診率

がん検診の受診率は乳がんを除くすべてで大阪市の受診率を下回っています。特に子宮頸がんの受診率は高いものの、大阪市の受診率よりも1%ほど低くなっています。



出典：大阪市健康局

用語説明

項　目	説　明	掲載ページ
ICT	Information＆Communication Technology の略。コンピュータやインターネットなどの情報通信技術。	7･9･12･22
アウトリーチ	生活上の問題や課題を抱えているものの福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも本人の元に積極的に出向いて支援すること。	17
あんしんさぽーと事業	大阪市社会福祉協議会が行っている事業で、認知症、知的障がい等により、判断能力が不十分な方を対象として、地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスなどの利用援助や金銭管理などのお手伝いをするサービス。	20
異和共生（いわきょうせい）	関西沖縄文庫主宰の金城馨氏が提唱した「異なったまま、和やかに、共に生きる」という共生理念。違いを隔てる「壁」を無理に取り払うのではなく、文化や歴史に支えられた背景を尊重しつつ、壁のすきまから一歩（半歩）踏み出して、相互理解と協働の範囲を段階的に広げていく考え方。	4･5･22
インフォーマルサービス	家族をはじめ近隣や地域社会、NPO、ボランティアなどが行う援助活動で、公的なサービス以外のもの。サービスの質や提供される量が公的サービスに比べ一定しないが、顔見知りの方々による援助や公的サービスはない細かなニーズに対応できる。	13
SNS	Social Networking Service の略。インターネット上で人と人のつながりを支援するサービス。	9･10
NPO	Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization（非営利団体）の略。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。	7･9
LGBTQ	Lesbian･Gay（同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（生物学的な性と、自分で認識している性が一致しない人）、Questioning/Queer（自分のセクシャリティがまだわからない・決めたくない人、従来の性の規範に当てはまらない人）の頭文字。性のあり方に関して少数派の人々は、セクシャルマイノリティ（性的マイノリティ、性的少数者）と呼ばれており、その総称として LGBTQ が使われることがある。	6･22
オンデマンドバス	従来の定時定路線型のバスではなく、利用者の予約に対し AI による最適な運行ルート、配車をリアルタイムに行う乗合輸送サービス。	14

項　目	説　明	掲載ページ
外国につながる市民 （外国人住民）	日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引き揚げてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなどについては、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合がある。「外国人住民」ではこれらの人々が含まれないため、大阪市では施策や事業の対象としては「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」という呼称を使用している。	6・7・9・10・22
共生社会	障がい者、高齢者、外国につながる市民をはじめ全ての人が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。	5・8・9・22
ケアラー	こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。	13
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。	18
権利擁護	福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表明の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいう。	7・8・20
高齢者食事サービス	在宅の単身高齢者や、高齢者世帯を対象に、地域の会館等での会食等を行うことにより、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図るとともに、地域社会との交流を深めることにより、高齢者の介護予防や社会参加を促進することを目的とする活動。	10
ご近”助”パワフルサポート事業	ちょっとした困りごとや悩みにお困りの方と、お手伝いをしたいというボランティアさんとをつなぐ取組で、区役所が区社協に業務委託している。	12
こころのサポーター	身近な人のこころの不調に気づき、耳を傾け、“てあて”をできる人のこと。	20
子育てサポートアプリ	住んでいる地域やお子さんの月齢などに応じた子育て情報をお届けしたり、こどもの成長記録や健診のスケジュール管理ができたり、子育て支援サービス等を簡単に検索・予約することができる機能を備えた、妊娠期から出産・子育て期まで子育てをサポートするアプリ。	16
こどもサポートネット	小学校・中学校での気づきを通して、こどもや子育て家庭の困りごとを発見し、区役所や地域と連携して相談や支援につなぎ、社会全体で子育て家庭を応援する仕組み。こどもサポート推進員やスクールソーシャルワーカーが必要に応じて家庭訪問し、専門的な相談先や支援につないでいる。	13・17

項　目	説　明	掲載ページ
こども誰でも通園制度	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる制度。生後 6 か月から満 3 歳未満までで保育所等に通っていないこどもが利用対象。	17
個別避難計画	災害時に自力での避難が難しい高齢者や障害者などの「避難行動要支援者」を対象に、一人ひとりの避難場所や避難経路、支援者をあらかじめ決めておく計画。	11
ごみ屋敷	市民が居住する建物等における物品等の堆積により、ごきぶり、はえその他の害虫、ねずみ若しくは悪臭が発生すること又は火災発生のおそれがあること等のため、当該物品等が堆積している場所の周辺の生活環境が著しく損なわれている状態をいう。	14
孤立死	地域で亡くなられた事に近隣の人々が気づかず、相当日数を経過してから発見されること。法的に明確な定義はないが、「社会から『孤立』した結果、死後、長期間放置されるような死、として『孤立死』」という用語が用いられる。	11･12･13
在宅支援ネットワーク会議	区役所が中心となり、『医療・介護関係者』が参画して開催する会議。地域における社会資源の把握や課題の抽出、対応策の検討等を行う。また、地域の医療・介護関係者が『顔の見える関係』を構築するため、研修会等を実施するとともに、地域住民に在宅医療等について知っていただくための普及啓発も行っている。	18･19
支援機関	地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、福祉・介護関係機関・事業者、きらめきセンター、子ども子育てプラザ、学校園、保育所、警察署、消防署等の組織。	13･18･20
自助・共助・公助	「自助」:自分(家族)の命を自分(家族)で守ること。 「共助」:地域の皆さんで互いに助け合うこと。 「公助」:国や市の行政機関が対策を行うこと。	11･13
社会的孤立	家族・地域社会との接触が少なく、介護保険や生活保護などの必要な行政サービスを受けていないなど、社会的に孤立している状態。	17
社会福祉協議会(社協)	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和 26 年(1951 年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、設置されいてる。それぞれの都道府県、市区町村で、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動を行う。	1･3･9･10･11･13･14･18･20

項　目	説　明	掲載ページ
障がい者基幹相談支援センター（基幹）	障害のある方やその家族などからの相談に応じて、福祉サービスの利用支援、社会資源の活用、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行うことにより、地域における生活を支援する機関（相談窓口）。	14・15・20
人生会議（ACP）	Advance Care Planning の略。もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、前もって考え、家族等と繰り返し話し合い共有する取組。	18・19
セーフティネット	全ての人が安心・安全に暮らせる多層的・多元的な生活支援の機能・仕組み。	11・12
生活支援コーディネーター	地域資源の把握・ネットワーク化やボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源・サービスの開発などを行う専門職。多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実を図っている。	10・14
生産年齢人口	15歳以上65歳未満の人口。	10・14
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し法的に権利を与えられた成年後見人等（家庭裁判所から選任）が、本人に代わって福祉サービスや適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度のこと。「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つの制度があり、法定後見制度には判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の三つの類型に分かれている。	20
セルフネグレクト	飲食や体調管理、最低限の衛生状態の保持、金銭の管理などの行為をしない、あるいは、する能力がないため、安全や健康が脅かされる状態。	13
総合相談窓口（ブランチ）	地域包括支援センターと連携し、高齢者やその家族が身近な場所で介護・福祉・保健の相談ができるように設置された窓口。	12・14・18・19・20
男女共同参画	男女が、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担うこと。	6
地域自立支援協議会	障がい者の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、相談支援事業をはじめ障がい者福祉に関するシステムづくりを担う中核的な協議の場。	15
地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	大阪市では、誰もが安全安心に暮らせる地域社会の実現に向けた、地域における見守りのネットワークを強化するために、平成 27 年度から実施しており、区社協内に福祉専門職のワーカー（CSW）を配置した「見守り相談室」を設置し、行政と地域が保有する要援護者情報を活用して、主に①地域の見守り活動への支援②孤立世帯等への専門職による対応③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見の3つの取組を進めている。	12

項　目	説　明	掲載ページ
地域福祉	それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。	1･2･3･6･7･8･9･10･13･22
地域包括ケアシステム	重度の介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい･医療･介護･予防･生活支援が一体的に提供される体制。	14
地域包括支援センター（包括）	地域で暮らす高齢者に対して継続的かつ包括的に支援できる地域づくり（地域包括ケア）を推進する中核的な役割を果たす機関として設置。主な業務内容は、①高齢者とその家族のための身近な相談窓口、②地域の関係機関や支援者の協力体制づくり、③介護予防のためのケアプラン作成。	10･12･14･18･19･20
DV	Domestic Violence の略。配偶者や恋人等親密な関係にある、またはあった者からの暴力をいう。被害者を女性に限定していないが、DVの被害者は大半が女性となっている。	17･20･21
特定健診	40～74歳の人を対象に、生活習慣病の予防を目的として行われる健康診査。高齢者医療確保法に基づいて、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者が行う。平成20年（2008）から実施。健診の結果、メタボリックシンドロームまたはその予備軍と判定された人は、医師･保健師･栄養管理士等による特定保健指導を受けることができる。	18
閉じこもり	さまざまな原因で外出頻度が少なくなり、生活空間が屋外･地域から自宅内（敷地内を含む）へと狭くなる状態。活動性が低下し、その結果、心身両面の活動力を失っていく結果、寝たきりに進行するという考え方。	13
南海トラフ巨大地震	近い将来発生すると予測されている、日本列島太平洋沖の広い範囲を震源とする巨大地震のことで、震度6弱以上の強い揺れに加え、大阪市の多くの地域が津波による浸水被害を受けると想定されている。	11
ニア･イズ･ベター	住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、という地方分権の基本的な考え方。「補完性･近接性の原理」とも呼ばれている。	1･5
認知症	認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたためにさまざまな障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6ヵ月以上継続）を指す。認知症を引き起こす病気のうち、もっとも多いのは、脳の神経細胞がゆっくりと死んでいく「変性疾患」と呼ばれる病気。アルツハイマー病、前頭･側頭型認知症、レビー小体病などがこの「変性疾患」にあたる。	6･14･18･19･20

項　目	説　明	掲載ページ
認知症カフェ	地域の中で認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人などが気軽に立ち寄ることができ、悩み事の相談や情報交換等を通じて孤立防止や介護負担感の軽減を図ることができる場。	19
認知症高齢者支援ネットワーク会議	住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう認知症高齢者だけでなく、今後急速に増加が見込まれる高齢者の在宅支援をするために、医療・介護・福祉も連携体制の構築をめざし、高齢者とその家族を支援するための取組を行っている。	18・19
8050 問題	80代の親と50代の子どもの組み合わせによる生活問題のこと。80 代前後の高齢の親が、同居する 50 代前後の子どもの生活を支えることにより、社会的孤立を深め、経済的にも困窮する世帯が増えている。	13
ハンセン病	「らい菌」によって引き起こされる慢性の感染症で 1996(平成8)年に「らい予防法」が廃止されるまで、約90年間、国や地方自治体などにより強制隔離政策がとられてきた。「らい菌」の病原性は弱く、感染してもほとんど発症せず、現在では、早期に発見して適切に治療すれば、後遺症を残さず治る病気となっている。	6
ピアカウンセリング	自立生活などの体験を有し、カウンセリング技術を身につけた障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間(ピア)である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決能力をみにつけるよう援助する活動。	15
ひきこもり	さまざまな要因が重なって社会的な参加の場面がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われ、家族以外の人との交流をほとんどせずに、社会的な活動に参加できない状態。	13・17
百歳体操	高齢者の介護予防を目的とした体操。いきいき百歳体操(筋力向上)、かみかみ百歳体操(口腔機能向上)、しゃきしゃき百歳体操(認知機能向上)の三種類のプログラムがある。	10・18・19
福祉コーディネーター	単身高齢者、認知症の人、障がいのある人々等、真に支援を必要とする人と、地域ボランティアのマッチングを行う。	12
福祉避難所	一般の避難所では生活が困難な高齢者や障がい者などの要配慮者を対象に、特別な配慮や体制が整えられた二次的な避難所。	11
ふれあい喫茶	地域の会館等で開かれる交流の場。お茶や軽食等を楽しみながらお互いに交流し、ふれあいある地域づくりを目的としている。	10・11・12
ボランティア・市民活動センター	ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介等、ボランティア活動・市民活動を応援・支援する拠点。	9
まちづくり協議会	地域を基本単位に、地域団体や NPO、企業等、地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくための仕組み。	9・10

項　目	説　明	掲載ページ
マルチパートナーシップ	市民・地域団体・NPO・企業・行政など大阪のまちの担い手が互いに自律したパートナーとして協力しあう関係や場を具体化する考え。	7・9
見守り相談室	地域における見守りネットワークの強化のために、区社協内に設置。支援が必要な高齢者や障がい者等の福祉に関する相談や、見守りや災害時における避難行動に支援が必要な人の名簿登録の受付や相談を行っている。また、孤立死リスクの高い要援護者やセルフネグレクトの状態にある人を、地域の見守りや専門的支援につなげている。加えて、認知症高齢者等が行方不明となった場合に、氏名や身体的特徴等の情報を地域の協力者にメールにより配信し、行方不明時の早期発見・保護につなげている。	12・17
ヤングケアラー	法令上の定義はなく、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。	13・16・17
要援護者	日常的な見守りや災害時における避難行動に支援が必要な人で、主には高齢者や・障がい者(児)、妊産婦、乳幼児、病弱者等。	11

SDGs　持続可能な開発目標　とは

2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目ざす国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成されています。



1　貧困をなくそう
2　飢餓をゼロに
3　すべての人に健康と福祉を
4　質の高い教育をみんなに
5　ジェンダー平等を実現しよう
6　安全な水とトイレを世界中に
7　エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8　働きがいも経済成長も
9　産業と技術革新の基盤をつくろう
10　人や国の不平等をなくそう
11　住み続けられるまちづくりを
12　つくる責任　つかう責任
13　気候変動に具体的な対策を
14　海の豊かさを守ろう
15　陸の豊かさも守ろう
16　平和と公正をすべての人に
17　パートナーシップで目標を達成しよう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

編集・発行
大阪市生野区役所保健福祉課
〒544-8501　大阪市生野区勝山南 3-1-19
電話 06-6715-9857・FAX06-6717-9967